

犀角	老鹿角	幼鹿角	水牛角	屑皮	犀皮	象皮	鹿皮(下等)	鹿皮(上等)	水牛皮及牛皮	苧	安息香
同	一擔	從價	同	同	同	一擔	同	一〇〇枚	同	同	同
五〇銖〇〇仙	二五仙	一割	二五仙	二五仙	五〇仙	二五仙	三銖〇〇仙	八銖〇〇仙	一銖〇〇仙	一銖五〇仙	四銖〇〇仙

水牛	食牛	荳蔻砂仁	白荳蔻	阿煎藥	象	魚狗の羽毛	鱧鱈(黑)	鱧鱈(白)	魚類「プラーヘング」	魚類「ブラサリット」	藤黃	虎膠
一頭	同	一擔	同	同	一頭	一〇〇	一擔	同	同	同	同	同
四銖〇〇仙	三銖〇〇仙八分の三	六銖〇〇仙	一四銖〇〇仙	五〇仙	三〇銖〇〇仙	六銖〇〇仙	三銖〇〇仙	六銖〇〇仙	一銖五〇仙	一銖〇〇仙	六銖〇〇仙	一二銖五〇仙



白米	同	四銖〇〇仙
碎白米	同	四銖〇〇仙
白米糠	同	四銖〇〇仙
「ベイチー」種子	一擔	五〇仙
「ルーククラボ」種子	同	五〇仙
「バングタライ」種子	同	五〇仙
鼈甲	同	一銖〇〇仙
海螵龜甲	同	一銖〇〇仙
鹿筋	同	四銖〇〇仙
「アルマデイロ」皮	一擔	四銖〇〇仙
鱧皮	同	三銖〇〇仙
虎皮	一枚	二五仙

馬及小馬	一頭	四銖〇〇仙
象牙	一擔	一〇銖〇〇仙
鞣皮	同	二銖〇〇仙
魚の浮袋	一擔	三銖〇〇仙
鹽製肉	同	二銖〇〇仙
淡菜	同	一銖〇〇仙
粃米	一「コーヤン」	二銖〇〇仙
孔雀の尾	一〇〇	一〇銖〇〇仙
塘鵝の羽	一擔	二銖五〇仙
玄米	一「コーヤン」	四銖〇〇仙
碎玄米	同	二銖〇〇仙
玄米糠	同	二銖〇〇仙



「スチックラック」  
沈香  
蘇木

一擔  
同  
同  
一擔  
二銖〇〇仙  
六二仙五

標準量

一擔は一三三封度三分の一  
一「コーヤン」  
白米同  
玄米同  
一六擔  
二二擔  
二三擔

事實上暹國の外國貿易は盤谷港の輸出入貿易により代表せらる。蓋し暹國の北部地方と緬甸又は佛領印度支那地方間に國境貿易の行はるゝものなきにあらざるも、何れも其額僅少にして未だ稱するに足らざるものなり。先づ最近十箇年間の盤谷港輸出入統計を示せば左の如し。

最近十箇年間 谷港輸出入總額

暹曆年度	輸 出	輸 入	輸 出 超 過
二四五二	一〇二、五七〇、四三四 <sup>銖</sup>	六九、八二一、七二一 <sup>銖</sup>	三二、七五八、七三三 <sup>銖</sup>
二四五三	一〇八、九〇七、八二二	六八、二〇五、三三八	四〇、七〇二、四九三
二四五四	八四、六三三、六二三	七三、一三八、九八二	一一、四九四、六三二
二四五五	八一、九七〇、五六一	七六、二五、三三七	五、七四五、二三四
二四五六	一一五、五二〇、三三三	九〇、七八八、八三八	二四、七三一、四九五
二四五七	一〇一、六四三、三二四	七八、四七七、二五〇	二三、一六六、〇七四
二四五八	一〇五、九七五、二二二	七五、四五〇、〇四八	三〇、一六六、〇七二
二四九九	一一二、四八三、七七五	八七、八四、五五九	三三、六三九、二一六
二四六〇	一二三、七九五、〇四八	七九、〇七七、六四八	二六、七二七、四〇〇
二四六一	一六二、〇三二、四三〇	一〇三、〇九一、九二七	五八、九三九、五二三



暹國外國貿易の一大特徴は終始一貫常に輸出超過を維持しつつあるの一點にあり。而して輸出の主要部分を構成するものは言ふまでもなく米穀にして、「チーキ」材之に次ぎ、就中米輸出額は總輸出額の約九割を占め儼然他品を壓しつつあり。暹國現時の外國貿易は摘言せば産出原料品を海外に供給し、同時に日用品、工業材料、精製食料品、其他の各種加工品等所謂精製及半製品の全部を海外より需要しつつある状態にあり。惟ふに暹國の如き國柄に於て國際貿易の居常出超を示しつつあるは最も健全なる經濟的發展をなしつつあるものと云ひ得べし。

### 一、輸出貿易

進んで暹曆二四六一年度に於ける盤谷港輸出品の價額及數量の詳細を掲ぐれば左の如し。

暹曆二四六一年度輸出品數量價額表

(價額單位銖)

品 目	數量單位	本 國 (日本を含む)		諸 外 國 (日本を含む)	
		數 量	價 額	數 量	價 額
牛骨及水牛骨	擔			四、一五三、〇六	九、五二〇
象 骨	同			九六、〇六	二、四五〇
虎 骨	同			一〇一、九三	九、〇七
生 牛 頭	同			二、六五三、〇〇	一、三六七、四九〇
砂 仁	擔			五、四六二、八九	二五五、一三三
白 荳	同			五四三、三四	一八五、四二
Cutch	同			一一、二七	三二〇
ブラーヘング魚	同			一、四三八、三	四六、三九二















前表に就きて見るときは、再度暹國の輸出貿易は米と「チーキ」の二品なりとの言を繰返さざるを得ず。二四六一年度の輸出總額一六二、〇三一、四三〇銖中、米は一三二、〇九六、三八五銖を、又「チーキ」は五五九七、四〇八銖を占めつゝあるを知らば、二品が如何に重要物産なるかを解するに足らん。米及「チーキ」の詳細に關しては農業及山林の各章に於て既に記述せしが、其他の比較的重要物産中胡椒は東部「チャクタプリー」地方よりの産出に係るものにして、毎年歐羅巴市場に送られて聲價あり。革皮類及鹽製魚は主として新嘉坡へ向け輸出されつゝあり。生牛及鴨蛋亦孰れも全部新嘉坡へ輸出せられて同地方の食料に供せらる。

寶 石 類	九、三四九
其 他 雜 品	三、四六三、〇八四
總 計	一六二、〇三一、四三〇

		(丁)再輸出品	
ルビー(粗)	五、三四〇		
サファイヤ(粗)	五六九、七六〇		
蓮種子	三六、二八一	九〇八、九七	
マンダラック	七、三五二	五四七、〇〇	
絹布	一、六〇六、一一一	六九、八九四、〇〇	
酸果	九、一〇〇	一、五二〇、四〇	
木製品	二四、九〇五		六、三八
類別せざる雜品	七二八、五六七		
活寫眞	二六八、五〇九	一四、三三三、三五	
石炭	一、三三三、〇三二	二八、五〇〇	三三〇
金葉	四二、一四六		
總計	一六二、〇三一、四三〇	一三二、〇九六、三八五	一六、四三三



品 目	數量 單位	日 本		諸 外 國 (日本を含む)	
		數 量	價 額	數 量	價 額
馬 頭				六	四、八二四
山 羊	同			二	一〇〇
家 禽 類	同				四、二七九
羊 頭	同			一八七	七、五〇〇
豚	同				七六〇
其 他					七、〇五六
計					二四、五一九
(食料及飲料品)					六二、六六六
ビスケット	基瓦	三五	一八五	五三、三四六	
牛 酪	同	三七五	八四三	二四、九一九	七五、九五三
穀 類	同			二六〇、九三三	四三、一四六
乾 酪	同			七、五四七	二二、三四四
椰子 實 筒				一一三、〇四四	三、三〇五

若し夫れ暹國生絲及絹織物の輸出に至つては、近時のことにして其質未だ粗悪、今後幾多の改良を施すに非ざれば到底世界市場に於て競争すべき價値を有せず。

一、輸入貿易

翻て暹曆二四六一年中に於ける盤谷港輸入品の數量及價額を見れば其詳細左の如し。

暹曆二四六一年度輸入品數量價額表

(價額單位銖)

品 目	數量 單位	日 本		諸 外 國 (日本を含む)	
		數 量	價 額	數 量	價 額
(甲)從價三分稅品					
(生 動 物)					



セ	乾	(原料及材料品)	飲	類	鑛	食	類	乾	生	茶	糖	精	藥
メ	檳		別	別	泉	料	別	蔬	蔬				味
ン	榔		料	せ	水	せ	ざ	菜	菜		密	糖	類
ト	子		物	る	瓶	る	る	同	同	同	同	同	同
同	基		基										
	瓦		瓦										
八五二			三六八		三二、八八〇		一〇、四八九		二、〇五八		五、六四一		六、〇八七
五九			六〇八		六、八二六		二一、九八九		九、七四六		五、二九八		二、六三〇
九、〇七一、二四四			二、六九七		四四、三七四		三、八三八、八五四		三、五〇九、三五五		七、六七五、二四		一、八三四、三四七
二五二、三五二			四、八一三		一〇、三〇七		一、五六三、一〇一		一、三三七、一五三		一、〇九九、四六〇		三、六三一、三八一
			二二、四二八、二七五						六七九、一九五		四八一、九三三		五二一、二九八

鹽	馬	罐	肉	素	果	米	穀	罐	其	同	罐	卵
	鈴	詰						詰	其	同	詰	
	薯	牛	類	麪	物	粉	粉	詰	他	(鮭)	(鱈)	
		乳	類	類	類	類	類	以外	魚	類	類	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	基
												瓦
四九	三〇二	五、一九四	二	一五			八四、五九五	一、八九三	四、一九四			
一五	六〇	六、九三五	三〇	三			三三、九四四	三、三七〇	八、二二〇			
三、七四五	二四一、一五二	三五九、一八二	四〇、四二二	五六九、五四八	一、四九二、二五九	三、六六三	二、二四六、二九一	一、二九一、〇六五	一五、四九九	三七、二四	二、〇四一	一一、三三八
二、八九一	四九、九一九	四一七、七九四	一一〇、四八三	三五七、八〇五	四九一、三四六	一、二四三	七八八、〇五三	五九八、八二五	二七、六三四	三六、二四二	六、一三七	五、九二八







刷毛類	同	四、一九〇	一九、三八八	一一、二七二	五三、二〇六
蠟燭類	同	九二	二〇〇	三一、四四七	一五八、一七九
(車輛類)	基瓦	二、一三三	八、七五五	一八、二五七	三三、九三四
鐵道及電用車輛其部分品	基瓦	四五	六九六	一七〇	五〇七、五九九
自動車	輛				六〇、七六九
自動自轉車	輛			二五	二五、二九九
自轉車	同	七七	六、八三三	一〇三	九、八八二
自轉車部分品	基瓦	六、七四	二四、四二	一〇、三九二	四五、〇〇七
其他車輛(人力車を含む)	同	七七	四三	二、六五六	二、五九五
右部分品	同			一一、一五三	一七、四八七
計					七〇、五七二
(彈性護謨製品)					

類別せざる原料品	基瓦	一九、四九〇	七四、七三〇	一、七三二、三三五	四七六、一七四
(彈藥及爆發物)	基瓦				四九三、一八七
小銃彈藥	基瓦			三四五	一、三四五
其他爆發物	同			六六、九〇六	一一五、六九四
計					一一七、〇三九
(武器)					
小銃	挺			二	五五一
拳銃	同			一	六五
其他	基瓦	二四	二、六九二	二四	二、六九二
計			二、六九二		三、三〇七
美術及骨董品			六八		一、八五〇
煉瓦	基瓦			三六八、五四七	五二、二六六



自動車タイヤ	基瓦	一六三	九四三	三一、〇一一	一九五、三五七
自轉車タイヤ	同	五七六	二、二三〇	七、一五九	三九、二四六
其他タイヤ	同	二、六六八	七、四七七	四一、七三五	一一七、九三八
其他製品	同	四、六五三	二、三五七	三、〇六九	二〇七、七三四
計			三五、二六		五六〇、二六五
セルロイド製品	基瓦	三、一〇〇	一九、二七九	三、四八三	二四、一三四
化學製品	同	一八五、二三九	二三四、八三四	一、〇八八、三九六	七〇一、五三二
磁器及陶器 <sub>下等</sub>	同	一一、八八六	一三、三〇六	二、七三一、六三一	八九六、六八三
同上等品	同	二、四三二	四六、六九三	一七四、三五四	二四六、七六三
時計及其部分品	同	五二五	二、八二二	五、一八	二六五、〇五一
被服材料	同	一、二九七	六、九〇一	四五、八六七	二二八、二六〇
繩索類	同	一、四五〇	六、八八	一、〇三四、九四〇	六〇三、四七〇
及物類	同	八、三六六	八五、二六〇	二六、八三五	一八九、六五一

(染料)	基瓦	七	二六三	三、三五五	一五、六三五
アニリン染料	同	三、五三八	二、九二五	一二六、四六〇	八二、四〇七
藍	同	五三	二六五	四四、〇一八	三三、二三四
其他	同				一三〇、二七六
計			三、四五三		一、二五、三二三
電氣用器具	同	一四七、六二八	三六〇、九四二	四一四、六八〇	一一、二五、三二三
刺繡類	同	一、六五六	三五、一八九	一六、四六八	二五一、八三四
煙花及爆竹類	同	二、五〇一	四、二三七	一、五〇二、六四六	一、〇八〇、六八三
(硝子製品)					
鏡(椽無し)	基瓦	一、七〇〇	三、二八六	五、七五四	一五、四〇九
窓硝子	同	一四二、九三六	七九、六四三	一五七、四四〇	一〇七、五三一
凹形硝子	同	七六、七一九	一一三、二五四	一七二、六五三	一九九、七七三
其他	同	九、五一一	二〇、二一九	七四、五九六	二二八、一五一



計		(機 械 類)		原動力機械(電氣用を除く)		鐵道機關車		船用機關		磨 機		其 他	
(鞣皮及其製品)		靴		鞆		其 他		計		皮		基瓦	
四六、四八六	二七三	二二	六四〇	四二一	一四、六〇四	九〇、八五六	八五、四五五	三九、〇〇八	三、七六七	一、四二九	三、七八七	二、三五二	二六七、一〇五
二七二、二〇〇	二六七、一〇五	四〇、一二三	一一、九三四	二〇五、四三八	五二四、六〇〇	一五	三	七六	三	一五	四〇、四九六	二二、一〇〇	一五四、八二二

計		鑲銀製細工品		金、銀、白金製細工品		寶石(嵌入れたるもの)		(金銀寶石類)	
同 部 分 品		同		同		同		同	
二、〇三二	九、二〇二	六、二〇三	一五、二三〇	六、八三三	六〇、三四〇	七〇、四五〇	四八、七五五	一三、三四八	二六、二五八
二二六、三二二	二二、九〇〇	三二、七四七	四四、六四七	一八、八三九	七七、五三二	三三、八二二	一三、三四八	二六、二五八	一、一九、四〇二
四五〇、八六四	二二、三八四	八三、九一三	八五、二四	五、一六六、七六九	二九四、二二七	一三三、二九二	一一〇、七五五	一一九、四〇二	五二、八一九



藥	莫羅、藤、竹及藁製品	燐	調	計	其	裁縫用器具	器	浚渫用機	農業用機	織物用機	磨	原動力又は電氣機械にあらざるもの
材	同	寸	草	他	同	同	同	同	同	同	基瓦	
同	同	同	基瓦	同	同	同	同	同	同	同	同	
八二、七五四	一三三、七三六	二九三、六四四	九二	六、三七五	一五、一九三	三九、八七七	一四、一九八	五四、二九八	一四、一九八	五二、〇二二	一八二、九五八	一、八五三、九七七
一五〇、八二六	七三、三七八	三〇五、〇一〇	四五	一四、一九八	三九、八七七	四四、五八五	五二、〇二二	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	一八二、九五八	一、八五三、九七七
九八〇、五八五	四、五五、三三三	二、九五四、三八六	七三、九〇二	一八二、九五八	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	一八二、九五八	一、八五三、九七七
	一、五二六、四六八	二、五三三、七七六	四二〇、四三〇	一八二、九五八	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	一八二、九五八	一、八五三、九七七
	一、五二六、四六八	二、五三三、七七六	四二〇、四三〇	一八二、九五八	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	一八二、九五八	一、八五三、九七七
	一、五二六、四六八	二、五三三、七七六	四二〇、四三〇	一八二、九五八	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	五〇一、〇一六	四四、五八五	五二、〇二二	一八二、九五八	一、八五三、九七七

珉瑯質製品	鐵道材料用鐵及銅	鐵及銅螺線釘	鐵及銅線釘	鐵及銅線	鐵及鋼電鍍板	鐵及鋼板	鐵及鋼條竿	銅	眞	アルミニウム	(金屬製品)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	基瓦
六三、九七五	八三、六四四	二五、九五二	三三、六四〇	六二、一〇〇	一、	一一、二二二	一三七、〇八八	一七、三五〇	二八、六八四	一、一三七	
一三七、八三〇	四七、五五〇	四一、一六九	三〇、九二二	三六、五四三	一、	二二、五三三	一〇七、四三八	六二、四三三	一〇七、三二四	一一、四四九	
一二五、九九九	一一五、四〇七	三九三、七九四	一、一四九、五七四	二二、八九八	五九九、五〇〇	二六二、一五四	一、八六八、七三六	二五、八八八	一八七、〇三二	一、七二九	
二九二、〇〇二	六五、九五五	三七〇、一〇九	六〇一、五四二	三五六、二六三	三〇九、一六一	二二八、三四二	九五二、七二二	一一七、八三三	六三六、六七〇	一六、二七二	



活動寫真フィルム	寫真器	(寫真材料)	香水及化粧品	計	紙製品	其他の印刷物	書籍	印刷せる紙	(紙類)	塗料品	油布	計
同	基瓦	基瓦	基瓦		同	同	同	基瓦		同	基瓦	
九一	一五二	八一、六六	八一、六六		一〇三、一五四	九六、〇〇五	三、九六六	四〇〇、六一〇		一〇一、四二四	二、五六八	
三、五七五	一、五六六	一二四、〇〇二	一二四、〇〇二		一三三、一四三	一一六、九五二	九、九三四	四四二、〇〇八		一四八、一五二	一一、三〇七	一五、三二二
六、〇三七	二二二	一二八、七六七	一二八、七六七		二八九、一九一	四三八、四一九	二八、五一九	一、二〇〇、六四三		三〇九、九六六	一六、三〇七	
三〇三、九六七	四、五〇八	三六五、八〇六	三六五、八〇六		四八一、三三七	五六七、七八〇	一〇九、三七七	一、〇三六、七七一		三六一、七八〇	六〇、四四九	七四七、四三九

其他	椰子油	蓖麻子油	機械油	(油類)	樂器	計	其他	亞鉛	錫	鉛	ニッケル	其他鐵及鋼製品
同	同	同	ガロン		基瓦		同	同	同	同	同	基瓦
四、〇〇〇	—	二	一六		三、九八五		三、四二〇	一六、六五九	二、八〇七	一、三二七	八、七六	六〇、九三二
一五、二〇〇	—	七六	三四		二八、六六七		七、五〇二	二二、〇二九	七、八九二	八、八三〇	三三、三九五	一五六、五〇七
二二、五二二	一五六、六三〇	七、九七八	三六五、九七八		一一、七七一		五、五二二	五五、九三二	一一二、八九四	四、七三二	一一、四三三	一一、〇八、四二六
五九、五二三	三二〇、三六九	二二、八三七	三五四、七二〇		九四、一〇八		一七、二二九	六四、五〇八	八五、九二四	二〇、一五二	四九、〇二二	一、〇九三、三九四



其 計	他 同	一八	二〇	一一八、九七七	六〇、〇六一
(綿製品)	同	二〇	七三、七三五	一五、七四五	六五二、七五六
バライ腰卷	榻	一八	三、五九〇	一〇三、〇七六	二、五八一、七六〇
パブーン腰卷	同	四二三	九、九二三	六一、四一九	一、八四一、八五二
サロン腰卷	同	一、〇一〇	一一、〇一〇	二二、三三二	一、五五八、〇六五
バカマ腰卷	同	四、七八二	四四、四八九	二、九六三	八二、五二七
更紗	基瓦	九九、四四六	四三、七六三	一五三、二八一	一、二七六、〇八三
晒金布	同	三二、八三七	一、〇九一、一〇五	六二八、九六一	三、一六、八九八
生金布	同	三、七三三	二五、七七四	九二九、八五一	三、三八九、七八八
緋金布	同	同	同	六六、六六三	四三〇、六八一
グ オ イ ル	同	同	同	四七、八五二	六七〇、九一九

プレート及フィルム	基瓦	一七、三六一	一九、九二四	三三、一七二	八二、四八〇
計	二五、〇六五	二七、二七七	三〇、三五三	七三九、四三二	三九〇、九五五
化粧用石鹼	基瓦	一五、二二七	三一、二五七	四〇、〇三七	一三五、〇〇六
(石鹼)	同	同	同	九	三、二五三
船艇	隻	同	同	同	同
其他	同	二七、二七七	六二、六一〇	七三九、四三二	五〇三、六五四
計	同	同	同	同	六三八、六六〇
麥性酒精	ガロン	一九、四八〇	三七、九〇二	九、五八九	一六、九六六
運動用具	基瓦	同	同	三三、四八八	一〇六、三二四
糊	同	同	同	一、一五一	一、〇九四
文房具	同	三三、二二七	七七、九二六	一〇五、〇二九	三〇三、九九四
(石類)	同	同	同	同	同
石	白基瓦	同	同	六六、四八九	一三、六七四



計	其他	紙卷煙草	葉卷煙草	(煙草)	瓦	計	其他	布帛	(毛織物類)	計	其他絹製品	布帛類
同	同	同	基瓦	筒	同	同	同	基瓦	同	同	同	同
一五	七						九、三三七	一、九八〇			九、八三三	七、三二七
三〇	二七	三				五五、六四六	二四、二六三	三三、三八三	七四、六三二	三二七、六五二	四二五、八八三	三二七、六五二
	三三六、二〇一	六五八、五九五	三四、五〇二		二七八、一三八		一七、五一四	一一、三八五		九五、九九〇	一三、一五三	九五、九九〇
	六五六、三六一	二、四二五、二〇七	一六六、四四四		一七、四一三	二七二、〇八七	九六、五八二	一七五、五〇五	四、二四、八〇五	三、五三八、六三八	四九八、一四四	三、五三八、六三八
	三、二四八、〇三二											

經	(絹製品)	其他	亞麻布	(亞麻製品)	計	其他綿製品	夕オ	綿製毛布	綿製肩掛	肉襦袢	布帛類	人造絹
基瓦	同	同	基瓦	同	同	同	同	同	基瓦	打	同	基瓦
一九						三七、六六九	二四、一〇二	二七、九七一	一〇、四六七	一四、三三七	五九一、五四一	
一、〇九七						一九七、四八九	一〇八、七三四	三七五、二二二	九二、二九二	一〇八、九四三	二、四七三、七七三	
											一、五〇七、八六六	
二、八三八		一、一八九	五、三五二			九二、四七六	四一、九八二	四二七、二六三	一一、九九四	二六、二八六	七、二〇一、六三三	一〇九
		一四、七六二	五〇、五九一			二五、〇三二、一八五	五八一、三〇六	一八一、七六七	一〇六、七六一	二二〇、九五九		
八八、〇三三						四八、九〇八、〇五九						



ウイスキー	同	二	六	八五、三九九	二六六、七七七
ブランデー	同			八一、二〇四	三〇八、八五五
葡萄酒	同	七四	一四五	五八、〇九六	一四二、〇四五
麥酒	リットル	二〇一、五一〇	一三一、七三四	三三六、〇七〇	三〇九、七八八
合計		一一、九九四、八七九	一、四九三	九三、九六八、六四六	
旅客手荷物に輸入せられたる雑品				一六四、七九六	一〇、七一一
類別せざる雑品				二二六、九六六	四、三七五、九九四
計				一〇六、八二三	三三三、八二九
綿縫糸	同			五二、六七六	二〇、五七四
其他	同			四二、三六三	二、〇七一、五八四
其他	同			五五二、二二〇	

(乙)内地税を課せらるる、物品

煙草用品	基瓦	三七、〇四四	一〇八、七〇三	四五、五九二	一四四、八五〇
器具類(機械にあらざるもの)	同	五、五六三	一〇、二一〇	三九八、二一〇	五四〇、〇七八
洋傘(木綿及絹張)	本	三、〇〇〇	一、八三〇	七七、一八四	一一三、九一九
傘(紙張)	同	四、六八〇	五、三七〇	六九五、五五一	二六五、八三四
蠟	基瓦	五〇八	六七八	一七九、五六八	一一八、七九七
假漆	同	八三	一八三	三九、二七五	四一、九五八
(木製品)					
家具類	基瓦	五、八九二	一〇、〇〇七	一九、三七七	三八、〇二二
其他	同	八、五七四	二二、一五三	四八二、九〇四	一六五、七七一
計				三二、一六〇	二〇三、七九三
(絲類)					
綿織(白)	基瓦	二四、〇二七	八七、七八一	五二一、八二三	一一、三八五、三六九
同(赤)	同			一〇一、四一九	五五五、六三八







米國及英國製品多し。若し夫れ酒類中の主要部分たる支那酒は全部支那各港より輸入さるゝものなるが、麥酒は本邦品約五割を占め嘗て暹國市場にて覇を稱へたる英國品、丁抹品を凌駕しつゝあり。紙類亦最近日本品の輸入相當多く殊に印刷用紙の供給に於て著しきを觀たり

### 三、國別貿易

前述の輸出入額を其國別により分類するときは左表の如しと雖も、盤谷港出入の汽船は大部分其貨物を香港若くは新嘉坡に於て船積替するを常とし之が爲め貨物の生産地又は仕向地の正確なるものを知ること能はざるものあり。亞米利加、支那及日本品が香港よりとし印度、歐羅巴品の新嘉坡よりとし輸入さるゝが如き、又日本向米の香港行となり印度向「チーキ」の新嘉坡行となるが如き其數必ずや少からざるべし。今暹曆二四六一年度の統計によれば輸入の第一位を占むる

ものは英國にして、香港、新嘉坡、日本、印度等順次之に次ぐ。又輸出にありては新嘉坡を第一とし香港、蘭領東印度、日本、佛蘭西の順序なり。而して蘭領東印度及日本が同年度に於て重要な輸出先となりたるは、畢竟兩地へ「シヤム」米の大輸出ありしに基くものと斷じ得べし。若し夫れ歐洲大戰前に於て例年輸出入共各五百萬銖を上下し暹國に對し重要貿易國の位置を占め居たる獨逸勢力が開戦と同時に一掃され復其跡を止めざるは、是亦盤谷貿易界に於ける最近の一現象となすべし。

暹曆二四六〇年及二四六一年度盤谷港輸出入額國別對照表

國 別	輸 入		輸 出	
	二四六〇年	二四六一年	二四六〇年	二四六一年
亞 丁	一、二五 <small>銖</small>	〇 <small>銖</small>	五〇 <small>銖</small>	〇 <small>銖</small>



蘭領印度	モーリシアス	朝鮮	コロンブ	日本	伊太利	印度支那	印度	和蘭	布哇	希臘	佛蘭西	香港
四、二四〇、四九一	〇	三、三三五	三二一、九二六	七、四八〇、七三五	一五二、八三五	八九八、八九三	一五、五六九、九八〇	七三四、八五一	一〇〇	二、二三九	五六二、四五五	一七、四四七、三三六
四、五六七、四五四	〇	七、三三六	二四九、七九八	一三、二二六、七八一	六四、一九三	一、〇九九、二〇八	一〇、六六六、七七六	五七〇、四二二	〇	〇	六二六、二六九	一九、二九一、二八八
三、五六一、一三五	〇	〇	一〇三、三〇五	五四六、六五三	〇	五一六、二九二	四、四四二、三三七	〇	〇	〇	一〇、八三〇	四〇、〇二二、二六五
二四、四〇七、六一三	〇〇七、一	〇	一四六、二四八	一三、七〇四、四〇〇	三〇〇	六三六、一〇六	二、六一九、九五三	二、六四、三二〇	〇	〇	二、九八七、三〇〇	四四、八五八、七八八

臺灣	埃及	丁抹	キユバ	支那	錫蘭	加奈陀	緬甸	英領ニューギニア	英領馬來聯邦州	白耳義	埃甸國	濠洲
四八	五〇、〇〇六	一二七、三三五	〇	八、五三六、二七六	七、〇八三	八八二	二三九、九一五	〇	七、六五八	一五、二五二	六、〇三七	二二七、八〇三
三	三八、八八五	一三六、六六三	一、八三二	九、二七〇、五九四	五、七四八	五二、一五五	二四一、一四四	〇	三七、〇〇八	一、九七二	〇	四六〇、七四六
四、八一〇	三〇〇	二四三、九四二	〇	九八二、二六二	三六一、三三三	九〇、五六六	一二四、一三九	三二、八〇八	二〇五、二八二	〇	〇	二九、七五六
七〇〇	六〇〇	二〇三、八四八	二九四、四六〇	一、五二七、七二三	一〇九、九九三	〇	二四、一二〇	八、一〇〇	九八五、四二六	〇	〇	四二、三四〇



瑞 典	瑞 典	西 班 牙	新 嘉 坡	西 伯 利 亞	薩 拉 窩 克	露 西 亞	葡 萄 牙 領 東 亞	波 士 西	比 律 賓	彼 南	那 威	新 西 蘭
二六五、〇七六	七、〇六一	一四、一六	一六、五五九、〇二五	〇	五五	五五	〇	〇	七〇、八五一	八二、九一五	六三、〇七二	八二
二五五、八七五	一〇三、一七三	四、五七三	一五、一三一、二四五	〇	〇	〇	〇	〇	二二九、三八一	三五、八六四	一、三九六	〇
〇	〇	〇	六六、六八一、九八九	〇	〇	一一、七二九	一〇、九七四	二七六、八三二	二	一〇、一四八	〇	〇
〇	〇	〇	六三、八二八、六三	〇	〇	〇	〇	四五一、五九九	三〇七、八〇三	四二五、八四四	〇	〇

南 阿 聯 邦	英 吉 利	亞 米 利 加	船 內 消 費 用 米	計
〇	一八、四七六、〇二二	四、七九八、七二七	〇	七九、〇七六、六四八
〇	二二、一一四、七七六	六、六八九、四六九	〇	一〇三、〇九一、九一七
三三二、〇八五	四、七七五、〇二七	四〇二、二二三	一三、七六〇	一三三、七九五、〇四九
一五、六一〇	一、三八五、〇五七	四三三、八四七	一八、〇九九	一六一、〇三一、四三〇

### 四、日 暹 貿 易

終りに日暹貿易の一般を観察せんに、暹國と日本との間には自由港たる香港を有し貨物の大集散地たるに適するを以て、兩國間の貿易は同港を介して行はるゝもの多く、就中盤谷市場に於ける輸入雜貨類の如き、明に日本製品と認め得べきもの夥多あるも、暹國税關に於て申告者の言に據り之を香港よりの輸入品として計上するを以て其の詳細を知る能はず。茲に暫く日暹間直接貿易に付き論せんに、日暹貿易は



大戰前にありては輸出入共極めて微々たるものなりしも、戦亂勃發後暹國市場に於ける獨逸勢力の撤退は日本品活躍の好機會を與へ兩三年以來輸入貿易の進歩見るべきものあり。一方最近日本に於ける「シャム」米の需要漸次増加し、「シャム」の對日貿易亦活潑ならんとしつゝあり。左表過去三年間の輸出入總額統計は以て之を證するに足らん。

暹曆年度

日本より暹國へ輸入

暹國より日本へ輸入

二四五九年

五、八三八、三二四 銖

二七三、〇六四 銖

二四六〇年

七、四八〇、七三五

五、四六六、六五三

二四六一年

一、二、一、二六、七八一

一、三、七〇四、四〇〇

今や臺灣銀行盤谷支店の金融界に活動するあり、又大阪商船、山下汽船、三菱船舶部の盤谷航路の經營等は日暹貿易の隆昌發達に必ずや少からざる効果を齎らすべく、斯くして兩國の通商關係は將來更に一段の進歩發達を觀るべしと信せらる。

## 第十七章 鐵 道

暹國內に於ける鐵道の敷設は歲月餘り古からずして即ち盤谷、バクナム間を往復する私設鐵道線二十基米突の一八九一年七月に起工されたるものに始まる。其後續々官私線の敷設ありて今日に於ては全國鐵道の哩數は官私を合せて總計二、二七五基米突、官線二、一六九基米突、私線一〇六基米突に達したり。鐵道の普及が一國文明の進歩に關係するの深きは何人も認むるところなるも、内地交通の不便殊更に甚だしき暹國の如きにありては特に其必要を感せずんばあらず。

### 一、官設鐵道

官設鐵道は一八九二年三月に起工せられたる盤谷、アユチャ間七一基米突の工事を初めとし、其後當局者の熱心と勤勉により今日まで



の既成總哩數は廣軌線九四六基米突、狹軌線一、二二三基米突に達せり。今之れを大別するに、首府盤谷を中心とし北方に向ひ「コーラット」市に至るものを「コーラット」線とし、其の線中「バンバジー」驛より左方に分岐し湄南河に沿ひ「バングホアポング」に至るものを北方線とし、又盤谷より東の方「ペトリユ」に至るものを東方線とす。而して上記三線と其枝線を合したるものを廣軌線と稱し、之に對し盤谷より南行馬來半島南端「オウタバヲ」に通ずるものを南方線又は狹軌線と公稱す。「コーラット」線は起點を盤谷に發し湄南河の東岸に沿ひて北方に向ひ盤谷州及「アユチャ」州に跨り、暹國米作地として有名なる一望千里の湄南平原を横切り「アユチャ」「サラブリ」の兩市を過ぎ、ゲンコイ山脈を越えて更に東北に進み「コーラット」平原の物資集散地なる「コーラット」市に達するものにして、一八九二年三月起工し一九〇〇年十一月竣工したり。此の延長二六四基米突にして三十九箇の大小停車場を有せり。北方線は「コーラット」線

中の「バンバジー」驛盤谷を距る九〇基米突より北西に分岐し湄南河の左岸に沿ひて「ロップブリー」「バリナムポー」「ピチャット」「ピサノローク」「バシダラ」「ウタラジット」の諸市を通過し「バングホアポング」に達するものにして、一八九八年三月起工、一九一八年竣工し、延長五八三基米突、六十五箇の停車場あり。別に又「バンダラー」より分岐し舊都「ソワンカローク」に至る二十八基米突の枝線を有す。東方線は起點を盤谷に發し「コーラット」及北方線に沿ひ北進すること少許にして東方に折れ盤谷州平原を横切り「バーチム州」「バンバコン」河に面する商業地「ペトリユ」市に達するものにして、一九〇五年十一月起工、一九〇八年一月竣工し、延長六十三基米突十一箇の停車場を有せり。本線中「マカサン」停車場より湄南河鐵道棧橋に至る引込延長六基米突の枝線あり。繙つて所謂南方線又は狹軌線は盤谷湄南河の西岸に起り西行「ターチン」及「メークロング」の「兩河」を越え「プラバトム」市に達し、暫くにして南折「ラードブリー」市を



經て「ペッチャブリ」市に達し、更に進んで愈、馬來半島に入り東岸を南下し「バンタバンヤイ」、「チョンボン」、「トングソング」の諸都邑を經て「オータバオ」驛に達するものにして、一九〇〇年二月起工、一九一七年一月竣工、延長九二七基米突百十五箇の停車場あり。而して本線は枝線三線を有し其一是「トングソング」驛より分岐西南に向ひ半島を横斷西岸「トラング」市なる「カンタング」驛に通じ、此延長九十三基米突、十の停車場あり。其二是「トングソング」驛より二十四基米突南なる「カオチヨムトング」驛より東北に突出半島東岸の舊都「ナコン」に達するものにして、延長三十五基米突、五停車場あり。其三是「オータバオ」より東行是亦半島東岸に於ける唯一の重要港たる「シンゴラ」市に通ずるものにして、延長二十九基米突、四停車場あり。而して幹線「オータバオ」驛より鐵路は二線となり、一は西行半島を横切り英領「キダ」國境に出で、終點「バタングベザ」驛に於て同地鐵道と接續し、此延長四十八基米突、六停車場を有し、他は「オー

タバオ」驛より東岸に沿ひ英領「ケランタン」境「スングイゴロク」驛に達せんとするものにして、目下の終點驛「ナブラド」迄の延長九十一基米突、八停車場あり。此等本枝線は孰れも既に開通列車の運轉をなしつゝあり。

今先づ暹曆二四六〇年末調による既成線の建設費として最初より支出せし投下資金を検せん左の如し。

一、廣軌線

一、コーラット線	盤谷「コーラット」間	二六四基米突	一七、六七三、一八〇
二、東方線	盤谷「ベトリユ」間	三三基米突	三、四四、三三三
三、鐵道棧橋引込枝線	「マカサン」棧橋間	六基米突	六二四、一五〇
四、ソソソカローク枝線	「パンダラ」、「ソソソカローク」間	二八基米突	八一六、五八二
五、北方線	「パンバジ」、「パンガホアポンガ」間	五三三基米突	三四、一三三、八四二



六、擴張費	三、二七、〇七二
七、測量費	四八、二二五
計	五九、九三六、二九二

二、狹軌線

一、盤谷「ペッチャブリ」線	一五二基米突	八、二四一、一七四 <small>註</small>
二、「ペッチャブリ」オタバオ線	七六基米突	三三、二二一、〇二六
三、枝線「トラング」ナコン「シンゴラ」ニ線	一五七基米突	六、八五一、八三五
四、「オタバオ」「ナプラドー」線	九二基米突	二、七三〇、〇〇〇
計		五一、〇四五、〇三五

【註】廣軌線科目中第六及第七項の所屬に關しては議論あるも、姑く鐵道局報告に據る。又狹軌線中「オタバオ」「パタンベサー」間四十八基米突の建設費は鐵道局に於て未精算として計上せず。即ち平均一基米突の建設費は廣軌線にあり

ては六三、三五八銖狹軌線は四三、四八〇銖の割なり。建設費の比較的低廉なるは畢竟するに沿道土地價格の安きと今日迄の敷設線路の多くが坦々たる平原にして一の「トンネル」大河なく工事の進行頗る容易なりしに由るものとす。然りと雖も今後敷設せんとする廣軌線「パンクホア」ボング「驛」最終點「チエンクマイ」驛間八十基米突區間の如きは山岳重疊せる地方を横切るものなれば其建設費の増加するや疑なき所なり。

進んで最近暹曆二四五九年度及二四六〇年度の兩年度に於ける鐵道營業成績を觀察すれば左の如し。

營業收入	廣軌線	四、九九六、八二〇 <small>銖</small>	二四六〇年	五、〇二八、四五五 <small>銖</small>	增	三二、六三五 <small>銖</small>
	狹軌線	二、〇八三、五三五		二、四九四、六八八	同	四二一、一五三
營業支出	廣軌線	一、七三六、九〇二		二、〇五三、三九〇	同	三三六、四八八
	狹軌線	一、五二四、八一〇		一、四三三、〇二六	同	二六八、二二六
益金	廣軌線	三、二五九、九一八		二、九七五、〇六五	減	二八四、八五三
		二四五九年度	二四六〇年	比較増減		







四、雜收入

雜收入

合計

一三、七〇〇 銖  
五、〇三八、四四五 銖

四一、九六二 銖  
二、四九四、六八七 銖

兩線を通じて乗客収入が鐵道収入の主要部分を占めつゝあるは、偶以て暹羅内地産業の未だ發達し居らざるの一證左となすに足るべし。貨物は廣軌線にありては沿道産出粃米の盤谷輸送を主とし、石材、木材、革皮、雜貨等之に次ぎ、狹軌線にありては沿道産出の薪材及盤谷より半島各方面に送る雜貨を主たるものとす。若し夫れ動物輸送收入としては廣軌線にありては「コーラト」よりの豚、狹軌線にありては「ナコンチャイシー」方面よりの家禽類其大部分を占めつゝあり。

前記諸収入に對し同年中に於ける暹國鐵道支出内容は左の如し。

	廣軌線	狹軌線
一、俸給及諸給支出	六七三、二八九 銖	五二五、六六六 銖
一、總掛り費支出	九一、二八〇	七五、九九五
一、保線費支出	五四五、一六五	四四二、四二五
一、汽車運轉費支出	五八一、〇九二	三二四、八三九
一、建設費支辨に屬せざる新事業費支出	一六二、五六四	七四、一〇一
計	二、〇五三、三九〇	一、四四三、〇二六

汽車運轉費の保線費に比して其割合の大ならざるは列車運轉度数の稀なるによるものにして、現今官設鐵道の主線たる廣軌線北方線及狹軌線の盤谷驛發車數は一日四回にして、其他の枝線に至つては僅に一日二回の往復あるに過ぎず。爲に折角鐵道の開通に由りて民衆に







計	經理	運輸	機械	保線	
				狹軌	廣軌
八、四六三	一九五	一、二五二	九六〇	一、三五八	一、五七七
二六	一	二	七	五	一
二、七一〇	七	三三	三三九	一八	一七
七五	三	一八	一五	五	〇
一七五	二	四	三〇	二	〇

又二四六〇年末現存の車輛數は左の如し。

	廣軌線	狹軌線
機關車	一一一	六六
客車	二〇〇	九四
貨車	八九〇	六七七

官設鐵道の説明を終るに臨み、暹國政府鐵道政策の方針を推論せん

に、抑、此國富源の中樞地方は湄南河流域にして、河は遠く源を英領緬甸に發し南下して遂に「シム」灣に入り、之れが左右兩岸は人口比較的稠密にして、山林、農業等の事業活潑なるものあり。然るに古より此南北の交通は専ら湄南河の航行に據りつゝありしが、此國氣候の常として乾燥季に際し河水減少する時は湄南の航行は極めて困難にして、盤谷より北部の重要地たる「チェングマイ」市まで其の距離五百哩達するに一箇月餘の長日數を要し、通商の發達を妨ぐるは固より、一般交通の不便甚だしきものありて、政府が湄南河に沿ひたる北方線敷設を決行せし爲めに直接間接同方面に對し經濟上著しき利便を與へたるや明かにして、沿道市邑たる「バクナンポ」、「ピサノローク」市等が鐵路の開通以來市場頓に膨脹し商業の發展顯著なるを見て其の一般を知り得べし。唯夫れ鐵道局の乗客及び貨物に對する賃金は暹國今日の富の程度に比し稍、高きに失するの嫌ひあり、未だ民衆の之を利用すること多からざる



は惜しむべき事と云ふべし。而して北方線は進んで將來英領緬甸の鐵道と連絡を保たしめんとするを以て、「コーラット」及北方線并に東方線は大陸共通なる廣軌線(一、四三五)を採用し、又南方線は英領馬來半島鐵道と同軌なる一米突軌道式を採用しつゝあり。翻つて之を財政方面より觀察せんに、政府は鐵道建設の初期より一九〇四年頃迄は鐵道敷設費を普通歳入及國庫剩餘金より支辨し來りつゝありしも、事業の漸く擴大すると共に其資金を外國市場より融通するの政策を採用し、一九〇五年三月巴里及倫敦に於て計百萬磅、更に一九〇七年一月巴里、倫敦及伯林に於て計三百萬磅の外債を起し、降つて一九〇九年に入り治外法權撤回に關する英暹條約に關聯し暹羅政府は馬來半島鐵道敷設の爲め同鐵道を擔保として馬來聯邦政府より總額四百七十五萬磅の借入契約の締結をなしたり。巨額を要する鐵道資金を内外債に仰ぐは各國其例に乏しからず別に異とするに足らざるも、馬來聯邦政府

よりの借入金に對しては暹羅政府は諸種の義務負擔を有し(財政章公債項參照)同鐵道の完成はやがて同方面に確固たる英國の政治及通商的勢力の扶植を觀るに至るべしと豫期されつゝあり。

### 一、私設鐵道

私設鐵道の開祖は盤谷より湄南河口「バクナム」市に至る延長二十基米突狹軌にして、西曆一八九一年七月起工、一八九三年竣工業務を開始せる「バクナム」線是れなり。「バクナム」市は後段記述の「ターチン」市と相俟つ此國に於ける有名なる漁業地にして、鐵道は同地より盤谷市場に供給せらるゝ新鮮魚類の輸送を主となし其營業成績常に佳なり。

次は「プラバート」線にして、官線北方線中の一驛なる「タールア」驛より東北に分岐し佛陀の足跡所在地を以て有名なる「プラバート」に至る延長十九基米突の最狹軌(二呎四)なるが、此線は一九〇三年に開通し暹國



皇族ナラー殿下の獨立經營に係れり。本線は暹國に於ける年中行事の一として例年二月舉行の佛陀足跡聖地參詣巡禮團の輸送を主とし、平素は僅に一日一回宛名義的運轉をなすに過ぎず。

又「メークロング」線は一九〇五年開通したる盤谷より暹羅灣西岸の漁業地たる「ターチン」に至る延長三十三基米突(狹軌)及び續いて一九〇七年開通したる「ターチン」より「メークロング」に至る延長三十四基米突の合併したるものにして、盤谷へ魚類を運搬する外沿道旅客の往復相當あり、成績不良ならずと云ふ。

而して「バクナム」及「メークロング」線共に當初より在留外人の出資額過半數を占めつゝあるが、兩線共豫定線路の敷設は既に完成を告げしものにして、目下の所更に延長の計畫あるを聞かず。

私設鐵道會社の資本金は左表の如く總て株金全額拂込濟なり。

	資本金	株數	一株の金額
「バクナム」鐵道會社	五〇〇,〇〇〇 <sup>株</sup>	五,〇〇〇	一〇〇 <sup>株</sup>
「メクロング」鐵道會社	二,三〇〇,〇〇〇	二三,三〇〇	一〇〇
「プラバート」鐵道會社	不詳	不詳	不詳

【備考】「プラバート」線は前述の如く、ナラー親王殿下の專有に係るを以て、其資本金額等の詳細を知る能はず。

### 第十八章 海 運

盤谷港は暹羅灣に於ける唯一の開港場にして又た内外航路の發着點なり。港は世人の知る如く湄南の河口を溯ること約二十五哩の上流に位し、水深大なれども惜むべし其の河口に砂洲を有し恰も門戸閉鎖の姿なるを以て、出入の船舶は吃水の淺きもの限り僅に一日二回



の満潮を利用して通過し得る状態なり。毎年十二、一月の頃は満潮時十六呎内外の水深に達するを常とし大船の通過を幾分容易ならしむるを得べきも、之に反し五、六月頃に於ては満潮時にして十三呎内外なるが如き事あり、斯の如きを以て満載時吃水十五呎以上の船舶は貨物を豫め解船により河口外東南三十哩沖なる「コーシチャンク」島に送り置き、同地にて更に積替の手續を爲すを常とし、其經費、勢力の點に於て將た商機上に於て不便不利とする所少からず。河口浚渫の事は多年來外人により熱心に唱道されつゝあるも、今日迄何等決する所あるを聞かず。往昔愛國者は國防上の見地よりして湄南河に大船巨艦の容易く入り來るを恐れ、嘗て一歳隣國と事端を構へし際の如き暹國人は「ジャンク」船四隻に重石を満載し之を河口に沈めて以て敵艦襲來を防ぎたることありと云ふ。然れ共近時に至つては斯種の事も最早一場の滑稽談となりたれば、愛國者も安んじて河口浚渫案に賛成するを吝まざ

るべく、之が爲め暹國の通商貿易上に受くる利益の大なるものあるべきは明なる所なりとす。要するに湄南河口浚渫の舉は現今一日も忽諸に附すべからざる要務と云ふべきなり。

### 一、外國航路

盤谷を中心とする外國航路の主要なるものとして現今左の四線あり。

- 一、盤谷・香港間
- 一、盤谷・新嘉坡間
- 一、盤谷・西貢間
- 一、盤谷・歐羅巴間直航

盤谷・香港間の航路は其開始年月最も古く、且つ利益ある航路の一つとして知らる。蓋し盤谷港と香港とは輸出入貿易共に極めて密接なる



關係を有し、例年盤谷港總輸入額の二割四歩又は同總輸出額の二割六歩強は兩港間の航海によつて取扱はれつゝあり。貨物は主として往航米を輸送し復荷として所謂香港雜貨を運び居れり。加ふるに南支那地方出稼支那人の往復繁く每航少くとも五百名内外の出入あり。爲に本航路船は多くの場合汕頭又は海南島を經由するを常とし、あるが、何れも不定期航海にして荷物の繁閑により一定せず。航程は香港直航は通常一週間にして、汕頭又は海南島經由は八日前後を要す。歐洲戰爭前北獨逸「ロイド」會社は盤谷「ウキンゾル」會社を其代理店とし、重量噸一千八百噸乃至二千噸級の淺吃水汽船二十餘隻を以て本航路の經營に従事し、根柢深く恰も航路獨占の觀を示し居たり。往年我日本郵船會社に於て本航路を開始せしことありしも、同社との激烈なる競争に因り暫時にして廢止せしは尙世人の記憶に新なる所なり。

開戦後獨逸船の船影を沒すると共に在香港支那航業會社(China Na-

vigation Co.)(英國籍)之に代り、香港に於ては Butterfield & Swire 商會を、又盤谷にては Borneo Co. を各代理者となし銳意經營に任じつゝあり。目下重量噸二千噸級汽船七隻を配し居れり。

一九〇九年初め在暹有力支那人間に於て本航路經營の目的を以て盤谷に設立せられたる資本金三百萬銖(拂込濟百二十萬銖)の華暹通商輪船公司は、前述獨船との競争其他幾多の困難に會し、一時は頗る經營難を噂され居たるも偶、大戰に伴ふ海運界好況の餘澤を受け形勢を挽回したるものゝ如く、現今は二千噸級汽船三隻を備船營業しつゝあり。

盤谷新嘉坡間航路は盤谷香港線と相俟て共に暹國對外航路の二大幹線を形成するものにして、出稼支那人の往復に於ては本航路は之を後者に比せば遙に其數少なきも一二等船客及貨物の數量に至ては反て數層の大を見るものなり。蓋し暹國の位置たる世界交通の大路より隔離するを以て、貨物は歐羅巴仕出たると又た仕向たるとを問はず



悉く新嘉坡に於て一たび積替の手續を経ざるべからざるなり。盤谷積荷は香港線と同じく米を主とするは勿論なれ共、本航路の一特色となすは新嘉坡向生牛の輸送にして、其數例年二萬頭以上に達し、爲に生牛運搬の特別装置を有する汽船少からず。盤谷新嘉坡間の航程は四晝夜にして、本航路も亦大戰前に於ては北獨逸「ロイド」會社其覇權を保持し居たるも開戦後新嘉坡 Straits Steamship Co., (英國籍) 先づ來つて之に代り、盤谷 Borneo Co., を代理店となし、重量噸千二百噸級純客船「カトング」、「リアラ」の二隻を以て一週一回の定期航海を開始し、續いて有名なる英印航業會社亦「マタハリ」重量噸一三〇〇噸外二隻を以て本航路に従事しつゝあり。英印會社は爾來盤谷航路に絶大の威力を揮はんとするものゝ如く最近盤谷港東岸形勝の地をトして宏大なる倉庫と完備せる棧橋の建設を了したり。以上二社の外 Siam Steam Navigation Co., (資本金一百万銖、暹羅籍) も汽船四隻を以て本航路に従事しつゝあるが、同社

は本社を丁抹に置き暹羅「チーキ」材の輸出を初め汎く一般輸出入貿易を營む盤谷 East Asiatic Co., の分身にして同社が暹羅に於ける事業遂行の便宜上暹羅法人たる本會社を設けたるものなり。

盤谷西貢間航路は盤谷と佛領印度支那の商港及西貢間を往復する二週一回の定期にして、交趾支那「メサゼリーフリユビアル」會社の經營に係り、現時の使用船としては三百餘噸なる「ボニット」號あり、西貢に於ては佛國「エムエム」會社の歐洲航路と接続す。盤谷西貢間は通商上未だ相關聯するところ深からざるを以て、本航路は乗客貨物共に豊富ならず。會社は印度支那政府より年二十五萬佛法の航路補助金の支給を受け居れりと云ふ。

盤谷歐羅巴間直航路は East Asiatic Co., の經營に係り、重量噸三千五百噸型船を以て年約六回の配船をなし、往航には歐羅巴諸國よりの機械類其他精製諸品を携へ來り、米及「チーキ」材を積取りて歸航するを常



とす。

以上諸航路は孰れも準定期確定線にして、海運市場の繁閑に拘はらず配船航行を續けつゝあるが、之に對し別に不定期貨物船の一團あり、盤谷の主要物産たる米の輸送を専らとし、盤谷を中心に香港、新嘉坡を兩翼となし、自由自在に馳せ廻り、市場の趨勢如何に依つて、或は遠く爪哇に走り印度に飛ぶ等、其伸縮の巧、活躍の妙は時に定期船經營者をして啞然たらしむることあり、多くは在暹有力支那商人の備船なり。一九一八年中暹國政府所有捕獲獨船三隻を借受けて營業を開始したる Siam Steamship Co., (資本金一百万銖、拂込金十五萬銖)も亦斯の一なり。其他例年輸出「シム」米出廻り時季に際しては蘭領東印度を初め、英領印度、日本、比律賓等よりの米輸送船の臨時出入も尠なからず。

茲に暹羅灣海運會社に於ける最近の一大現象として吾人の欣んで報道せんとするは本邦船に據る航路經營之なり。顧みれば戰前獨逸

と那威船の蹂躪に委し來りたる暹羅灣は、開戰後英船の侵入、日本備船の參加、支那船の飛入を見る等、一時混沌たる情勢を呈したりしが、戰時中南洋近海に於て多大の膨脹發展をなしたる本邦海運業者は自然の勢として茲に盤谷航路の經營に着眼し、大阪商船會社先づ大正七年七月より汽船福州、漳州の二隻を以て新嘉坡經由盤谷、瓜哇間の航路を開始し、續いて山下汽船會社亦同年十二月より特に盤谷航路用に造られたる淺吃水船第一、第二、第三南洋丸を初め、其他汽船合計九隻を配して盤谷を中心に香港、新嘉坡間の三角航路を開始し、八年二月に入りては三菱商事會社亦勝浦、東洋の二隻を以て盤新香間航路に入り來るあり、更に八年四月よりは大阪商船の基隆、新嘉坡線用汽船雲南、四川の兩船は各往航盤谷に寄港しつゝあり。而して大阪商船は Anglo-Siam Corporation を、山下汽船は坤盛商會を、三菱商事は D. Couper Johnston & Co. を各盤谷代理店となし、孰れも銳意地盤の開拓に努めつゝあり。暹羅灣に



於ける本邦船影の出現は前述の如く日尙至つて淺く、其成績如何は未知數なりと雖も、吾人は航海權の獲得が國際貿易隆興の先驅となるの實例に徴し、日暹貿易發展の爲衷心其の成功を祈るものなり。

### 一、内國航路

内國航路は之を(一)盤谷東廻線(二)盤谷西廻線の二つとなし得べし。

盤谷東廻線とは盤谷を基點とし、東岸「シーラチャ」、「コーシチャング」、「コブラ」、「ラヨнда」、「コサムト」、「チャンダブ」に寄港し、暹國と佛領印度支那の境にある暹領「クラット」島に達する航路を云ふ。毎週三回の定期線にして現今「サイアムスチームナビゲーション」會社三百餘噸の汽船三隻を以て之に充つ。暹國東海岸は鐵路未だ開けず交通不便の地方なれば、本航路は唯一の通路として毎航相當の乗客と貨物を得つゝあり。

盤谷西廻線も亦「サイアムスチームナビゲーション」會社の經營に係り、

毎週一回盤谷を基點とし西航「チョンボン」、「ラングソワン」、「バンドン」、「ラコン」、「シンゴラ」、「バナニー」、「バナライ」、「ケランタン」、「トリガー」等馬來半島東岸諸港を経て終に新嘉坡に達するものとす。目下の使用船としては一千噸内外の汽船四隻を以て之に充つ。馬來半島各州は人口比較的稠密にして且鑛産物に富み、國內に於ける富饒地方として知られつゝあるを以て、本航路に於ける乗客の往來、貨物の運輸少からずと云ふ。

### 二、盤谷出入外國船舶

暹國の稅關報告に徴するに、暹曆二四六一年中盤谷に入港したる船舶の總數は八二三隻、此登簿噸數六八三、一〇二噸にして、出港船舶數は八二三隻、此登簿噸數六八五、三六二噸あり。今是等船舶の所屬國籍と出入積荷の有無に付最近二箇年間の統計を見れば、以て海運界の大勢を推すに足らん。



國籍	二四六〇年		二四六一年	
	積荷有	バラスト	積荷有	バラスト
米國	〇隻	三隻	〇隻	三隻
英國	一三四、七九四噸	七二	一五八、六九八噸	四四
支那	五六、二三八噸	一〇七	二六、四〇八噸	五二
丁抹	六、六七四噸	〇	五六六噸	一
和蘭	二〇、二一〇噸	一七	三八、五二七噸	三四
佛蘭西	一〇、七〇〇噸	六	七、八九二噸	二
計	一〇、七〇〇噸	一七	一〇、七〇〇噸	一七

盤谷入港船舶國籍別隻數及噸數表

暹羅	二四六〇年		二四六一年	
	計	噸數	計	噸數
暹羅	一七三	六六、五四一	二四二	一一〇、一六三
計	九三六	七六七、七〇二	八〇六	六七九、六〇五

盤谷出港船舶國籍別隻數及噸數表

國籍	二四六〇年		二四六一年	
	積荷有	バラスト	積荷有	バラスト
米國	六、二一九噸	〇隻	三、八七九噸	二隻
英國	二四、二六七噸	一	二二、五九九噸	〇
支那	一四九、〇〇七噸	〇	七五、七一九噸	〇
丁抹	六、六七四噸	〇	一、三五八噸	〇
和蘭	一一、八八四噸	三二	八九、六三四噸	一四
佛蘭西	二、八九七噸	三	八、四〇四噸	一
日本	七四、九四三噸	一	九九、三六四噸	〇
那威	二四五、二七一噸	〇	六八、四八九噸	〇
計	二四五、二七一噸	三二	二四五、二七一噸	三二



香 新 嘉 坡	下 船 地	二 四 六 〇 年	
		船室客	二〇四
新 嘉 坡	下 船 地	二 四 六 一 年	
		船室客	二八四
香 新 嘉 坡	下 船 地	二 四 六 〇 年	
		甲板客	三、〇五三
新 嘉 坡	下 船 地	二 四 六 一 年	
		甲板客	六、二六〇

盤谷港出發船客數表

計	比 律 賓	「 コ ン グ 」	印 度	蘭 領 東 印 度	丁 抹	二 四 六 〇 年	
						船室客	八二八
計	比 律 賓	「 コ ン グ 」	印 度	蘭 領 東 印 度	丁 抹	二 四 六 一 年	
						船室客	一、〇八七
計	比 律 賓	「 コ ン グ 」	印 度	蘭 領 東 印 度	丁 抹	二 四 六 〇 年	
						甲板客	三九、四一八
計	比 律 賓	「 コ ン グ 」	印 度	蘭 領 東 印 度	丁 抹	二 四 六 一 年	
						甲板客	六八、〇六五

佛 領 印 度 支 那	支 那	香 港	新 嘉 坡	乘 船 地	二 四 六 〇 年	
					船室客	四九
佛 領 印 度 支 那	支 那	香 港	新 嘉 坡	乘 船 地	二 四 六 一 年	
					船室客	九九
佛 領 印 度 支 那	支 那	香 港	新 嘉 坡	乘 船 地	二 四 六 〇 年	
					甲板客	二二九
佛 領 印 度 支 那	支 那	香 港	新 嘉 坡	乘 船 地	二 四 六 一 年	
					甲板客	二二四

盤谷港來着船客數表

計	暹 羅	那 威	日 本	二 四 六 〇 年	
				船室客	五七九
計	暹 羅	那 威	日 本	二 四 六 一 年	
				船室客	四三九
計	暹 羅	那 威	日 本	二 四 六 〇 年	
				甲板客	二二四
計	暹 羅	那 威	日 本	二 四 六 一 年	
				甲板客	二四八、八六一



支那	佛領印度支那	「ココング」	北米合衆國	蘭領東印度	印度	錫蘭	日本	計
九六	三三	二八	〇	二〇	〇	〇	〇	八六
二九、七五〇	二二	七九	〇	三	八	〇	〇	三七、二六
九九	九六	二七	二	一〇	六	五	二	一、四八
三六、四七五	二二七	七四六	〇	一五	四	二	〇	三七、九七九

盤谷に於ける造船及船渠事業は尙幼稚の域を脱せず、造船は僅に木造三百噸級型艇船を製造し得べき支那人造船所兩三箇所あるのみ。船渠は Bangkok Dock Co. 創業古く當國唯一の此種工場なり。然れ共

暹國に於て船舶の修繕は其設備の缺如せる點に於て將た費用の點に於て不利とする所多きを以て、海運業者は已を得ざるもの、外は香港若くは新嘉坡に於てするを普通となす。 Bangkok Dock Co. の有する船臺は左の如し。

第一號船臺

長 三〇〇呎

深 一一呎六吋

幅 四〇呎

第二號船臺

長 一一一呎

深 八呎

幅 二三呎



### 第十九章 郵便電信

國內に於ける驛遞通信の事務は官營にして遞信省郵便電信局之を司る。一八八一年郵便局を創設し、其後二箇年を経て電信事務を開始し、同時に之を合して郵便電信局となし、進んで一八八五年には萬國郵便聯合に加盟し以て今日に至る。現今全國を通じて郵便局の數三百二十七箇所あり。暹國の郵便は都鄙共に配達の度數少く且つ迅速の點に於て缺くるところなきにしもあらざるも、大體に於て普及し居れりと稱して可なるべし。鐵道、公道の便なき地方にありては配達は主として小舟に據りつゝあり。

暹曆二四五九年及二四六〇年中に於ける一般統計は左の如し。

	二四五九年	二四六〇年
一、國內にて引受けたる通常郵便物數	二、七五二、七九八	一、九三二、六〇八
一、外國より引受けたる通常郵便物數	一、〇七五、二二七	一、〇二一、三三七
一、外國へ發送したる通常郵便物數	三七二、〇六〇	四〇五、一八〇
一、國內にて引受けたる書留郵便物數	一七六、二四二	五二〇、七九一
一、外國より引受けたる書留郵便物數	四四、七二〇	四七、六〇六
一、外國へ發送したる書留郵便物數	四〇、〇一四	四三、九一四
一、國內にて引受けたる小包郵便物數	五〇、五七〇	四八、三二二
一、外國へ發送したる小包郵便物數	二、六五二	三、七五七
一、外國より引受けたる小包郵便物數	一八、五七七	二〇、〇七二
一、外國郵便爲替の振出されたるもの	金額 二〇四、八五九 <small>銭</small>	金額 二八一、九八五 <small>銭</small>
	口數 四、〇六四	口數 三、九四七



一、外國郵便爲替の受入れたるもの

口數	二八九	口數	二六三
金額	一四、三七五 <small>圓</small>	金額	一八、二二二 <small>圓</small>

電信局は其數通じて二百二十三箇所あり、線路の延長七、四七二基米突に達す。外國に通ずる電信線路としては、現今「ムールメン」線、「ピナング」線及西貢線の三線あり。暹國の如き國土の廣大なる割合に人口少なく且つ到るところ密林多き土地柄にありては電線建設の容易ならざるは云ふ迄もなく、剩へ線路は屢々野象、野牛、白蟻等の侵害を初め倒木、落雷等保線の困難甚だしきものありと云ふ。

今暹曆二四五九年及二四六〇年中に於ける外國電報發着數を示せば左の如し。

二四五九年	發電	着電	轉電	計
	四三、九三二	六四、一〇三	七六、四四三	一八六、四七八

内國電報料は普通通信十語以内一銖にして、以上一語を増す毎に十仙を徴し、至急電報は普通電報料額の三倍とす。外國行電報料は萬國電報料の規定に由る。

無線電信設備は現今盤谷港及馬來半島「シンゴラ」港に通信所各一箇所を有し、「テレファンケン」式を使用しつゝあり。海軍省の經營に屬するも、一九一九年四月より公衆通信を許すこととなり、其料金は一語に付暹貨三十仙なり。

電話は先に使用しつゝありし舊式器械を廢し一九〇九年より新に瑞典「エリクソン」會社式を採用せり。目下は使用區域盤谷市内に限られ線路の延長七三基米突にして、加入者八百六十六名あり。

茲に最近二箇年間に於ける郵便、電信及電話の收支を比較せんに左

二四六〇年	五二、七九二	七五、八七〇	八五、三〇一	二二一、九六三
-------	--------	--------	--------	---------



の如し。(年度遅暦)

計	二四五年		二四六年	
	収入	支出	収入	支出
郵便	四五八、六三八、七二	四〇六、四一三、〇四	四九七、四九八、七一	四四〇、七四、七四
電信	七〇七、一九四、八二	六六七、五九二、二六	八七四、六七九、五五	七七九、六三三、〇三
電話	一七二、七二四、六二	一五七、九五八、一九	二〇一、二一〇、八五	一七五、一〇二、一〇
計	一、三三七、五五八、二四	一、二二二、九六三、四九	一、五七三、三九九、一一	一、三九五、五三九、八七

乃ち暹國に於ては郵便電信事業は未だ確實なる利益を見るに至らざるものにして、年々辛うじて收支相償ふ現状なり。蓋し本事業の盛衰は一に國民生活の發展殊に海陸運輸機關の完成に俟つものなれば内地に於ける鐵道の漸通と相應じて將來は進歩を呈するならん。

## 第二十章 衛生

首府盤谷の氣候に關しては既に第四章に於て記述せし如く、氣温の統計は盤谷市が決して世人の想像するが如く四時瘴熱の土地に非ざる事を知るに足らん。唯排水、防疫其他公衆衛生上の設備に至つては近年迄殆んど棄て、顧みられず、而して其最も甚だしとしたるは上水道の缺如せる事にして、從來市民の大多數は毎年雨季中には天然雨水を以て漸く飲用に充て、一たび乾季となるに及びては混沌たる湄南河の濁流を汲み來つて飲用に供するを常としたり。在留外國人の如きは庭内に數多の鐵製「タンク」を備へ付け、雨季の將に終らんとする頃より之に雨水を貯蓄し、辛うじて來るべき乾季中の飲料水に充て居たりしが、然も湄南の水は例年三、四月の酷暑季に際して海水鹽分を含むこと常にして、乃ち盤谷市中腸窒扶斯、虎烈刺病の發生を免かるゝ能はざ



りき。故に盤谷市内上水道の敷設は夙に急務と認められ居たりしが、政府は遂に四百五十萬銖の経費を以て一九〇九年より之れが敷設に着手し、一九一六年十一月工事竣工、市内全部に亙り給水開始を爲し、茲に盤谷の衛生状態を一變するに至れり。

今少しく上水道水路行程の大要を記さんに、盤谷市を距る北方約三十基米突なる「チャングラーク」村所在運河地點乃ち湄南河の上流にして四時共鹹水の影響を被らざるところに貯水池を設け、河水は此處より「コーラット」鐵道線路の兩側に沿ひ深さ三米突、幅五米突の水道用溝渠によりて南下「バングスー」村に達し、同所に於て鐵道線路を横切り、再び其東側に沿ひ盤谷市の北端に位する「サムセン」運河の北岸に出づるものなるが、此處に濾過池を置き、河水は「ポンプ」作用により汲揚の後之を沈澱濾過し、始めて完全なる飲料水となし、大鐵管を以て盤谷市内中央に位する「ソットサキ」給水塔に引き揚げ、更に一般市民へ供水しつゝあるも

のなり。上水道の完成が市民の保健上に及ぼしたる効果は極めて大にして、給水普及後前記二病の流行著しく其數を減じたりと云ふ。

現今盤谷に於ける官公立病院は陸軍附屬の赤十字病院の外に、中央病院、「サムセン」病院、「バングラーク」病院、傳染病病院、精神病院の五箇あり、何れも歐暹兩國醫師を備へ非營利的に外來及入院患者を取扱ひつゝあり。而して赤十字病院は今日暹國人士が以て誇となす唯一の最新式病院にして、盤谷郊外空氣清澄なる土地を選んで二萬坪の地を劃し、病院本館、病室、研究室、傳染病室、解剖室等委く完備せり。現時の入院患者收容力は百五十名にして、醫師、藥劑師、看護婦等全部暹羅人により充たされつゝあり。同院は暹國皇帝陛下を總裁に、皇太子殿下を社長に戴き、醫員は陸軍々醫之に當り、開院後年を閱する未だ多からざるも盤谷内外人の治療救護に貢獻するもの少なからずと云ふ。又私立病院には佛蘭西本國政府の補助を受けつゝある佛蘭西病院、在留英國人團



の資金後援による盤谷養生園、邦人三谷足平氏經營の日本醫院等何れも創立古く名聲高し。在留支那人有志の支持する天華醫院亦支那人方面患者に對し力を致しつゝあり。

暹羅灣東海岸湄南河口を距る約六十哩南方なる「コブラ」島に於ける檢疫場は傳染病流行地よりの渡來船舶に對する檢疫場にして、一九〇一年の設立に係り、二千人の苦力を收容すべき隔離場を有せり。

## 第二十一章 宗教

佛教は暹國の國教にして、國王は「法の守護者」を以て自ら任じ、國民の大多數は佛教信者なり。然りと雖も亦信教の自由は能く保たれ、國內に現存する基督教、「マホメット」教、「ヒンヅ」教、其他の宗教は未だ嘗て禁止若くは迫害を蒙りしことなきのみならず、政府は彼等に對して必要なる土地の下付、布教の便宜等能ふ限りの恩惠を與へつゝあり。輓近

國內に於て發見せられたる古代の佛像、石碑、其他考古學上の物體より推定するに、暹國の佛教は西曆五、六世紀の頃印度より直接に渡來したるものにして、彼の西藏、支那、日本へ擴がりしものと同一なる所謂北方學派に屬せしものなりしが、其後降つて西曆一〇四四年錫蘭國王「バラカマバフ」Parakkamabahu の編纂せし三藏經の翻譯の國內に輸入せらるゝに及んで、暹國佛教は茲に一變して錫蘭、緬甸、東甫塞諸國と並んで南方學派となり、以て今日に及びしが如し。

大體に於て國內の佛教は之を分ちて「マハニカライ」派と「タマユチカライ」派との二となすを得べし。「マハニカライ」派とは暹國が佛教を有するに至りし以後師資相承しつゝある宗派にして、「タマユチカライ」派は今より六十餘年前、時の帝王「モンクット」の創設せるものにして、其主義とする所は舊來の「マハニカライ」派の法式訓練漸く弛み來りつゝあるに顧み嚴格なる戒律式禮を以てせんとするにありたり。暹國民男子は



生涯中必ず一たび僧侶となるを以て精神上の修養を了せりとなす慣習にして、其結果國內を通じて寺院僧侶の數夥だしきものあり、正確なる統計を有せざるも、少なくとも萬に近き寺院と十萬内外の僧侶の存在は疑を容れざるどころとす。在僧籍期間、年齢等に付ては一樣の定めなく一箇月、一箇年にして還俗するもあれば、或は終生を僧侶として過すもあり、結婚以前に此役を終了する青年あれば、又四十、五十に及んで得度する老紳士なきに非ず。盤谷にある寺院の大なるものは一寺に二百、三百の僧侶を收容しつゝあるを見る。僧侶は其學識又は期間の長短に應じ夫々階級を有し稱號を異にするも、此は畢竟名義上の差異に止まつて各、一樣に剃髮、黄色の粗服を纏ひ復た何等の區別あるなし。南方學派の慣習として一般僧侶は朝午の二食とし、午後に至りては流動物以外何物をも口にせず、平素誦經の外研究科目としては「パリ」語經典の素讀を爲す。月の初と満月は「ワンプラ」(佛日)と稱し信徒の

來り法を聽くもの群を成すが、國民一般佛教に對する信仰心は極めて篤くして、僧侶は多大の尊敬を受け、出生、死亡、婚姻、祭典、家屋の建築、移轉其他あらゆる儀式禮典には先づ僧侶を請じ來つて之が手開きをなすを常とす。想ふに其意佛に誓ひ神聖を期するにあらん。近時に至る迄國內子弟の教育は擧げて佛教僧侶の手に據りしは既に教育の章下に述べしが如く、加ふるに醫も亦仁術として或程度迄彼等の職務に屬し居たりしを見る。

國內にある外國宗教の主なるものとしては、基督教羅馬「カゾック」派と亞米利加長老派の二あり。羅馬派は其の傳來古く西曆一六六〇年頃より既に布教に従事し爾後連綿今日に至り根柢深きものあり、全國を通じて五十餘の教會堂を有し、一名の長老の下に數十名の宣教師あり、二萬三千人の信徒を有す。亞米利加長老派は盤谷に三箇の教會堂を有する外地方に數箇の會堂を設け、又北部「チェングマイ」市には老樞



布教本部を置き長年間熱心老樞人の教化に任じ、其成績大に見るべきものありと云ふ。

## 第二十二章 美術工藝

暹國の美術は所謂佛教工藝、殿堂美術にして、佛教を外にしては此國に何等賞揚すべき美術なし。又暹羅國粹の美を誇るものは寺院輪奐の美を以て第一に推さざるべからず。概して云へば此國の美術は印度美術を基礎とする模様化されたる一種獨特の風趣を備へたるものにして、菩提樹の影深き印度美術の靈香を千載の下眼のあたりに觀能ふは斯國を措て他にあらざるなり。

茲に暹羅國の佛像、寺院美術、工藝に付き説明せんに、現代に残れる多くの佛像の形容、印相等は概ね小乘佛教の經典に基き、本尊は必ず釋迦坐像にして、降魔の威儀をなせり。是れ南方佛教の通般的典型にして

釋尊は左手掌を仰向けて膝上に安置し、右手は右膝に下垂して膝頭を摩す、是れ降魔の印相なり。而して定印の相、説法の相等は殆んど見受けられず、蓋し南方佛教にては佛陀の通力は降魔の時に於て顯はれたる故、其時の姿が最も勝れ居ると信じたりし故ならん。而して頭上には必らず寶珠形の光焰を戴けり、是れ後光の一種なり。或は同じく背後の壁に輪光を彫刻模様にて施し、金箔を張り、寶樓宮殿内本尊佛陀の莊嚴の法をなすことあり。

釋迦像以外普通此國に於て見らるゝ佛像には護法天神、夜叉羅刹の像、寶冠佛、涅槃像及び羅漢像等あり。天部の像にして最も多くあるは迦樓羅王、歡喜天、水天、日天、技藝天、那羅延天、或は牛頭人身、馬頭人身、鹿頭人身、龍王、獅子像等にて、中には觀るべきものあり。而して暹羅の佛像の相貌は隣國の東甬塞佛、緬甸佛とも異り一種獨特の相好を具し、一見して其差を識別する事を得べし。



次に寺院に於て最も稱すべきものとしては殿堂内に於ける壁畫あり。壁畫は元埃及に濫觴し彼の「アジャンタ」窟院の壁畫の如く印度に於て隆興し漸く東流日本にも傳はり、法隆寺金堂の壁畫を現出するに至りしものなるが、千有餘年の後今尙盛に行はれつゝあるは東埔寨と暹羅の二國なり。其繪様は五彩を以て壁面全體に亙つて釋迦一代記曼荼羅風俗、年中行事、或は天人飛行の圖を描き、稀に連續模様を繪きたるものあり、或は又交ふるに扉の内側に支那畫の二、三を加ふることあり。現代暹羅の壁畫は餘程歐洲の感化を受けて、恰も我徳川時代に流行したる洋畫を觀る心地す。昔時の膠水の泥畫に代ふるに「ワニス」「ペイント」、油類等を使用することあり。是等壁畫の藝術的價値は兎も角、其技巧に至つては極めて細心の注意を拂ひ、密畫的に仕上げたるものなり。又殿堂の入口、或は丈餘の窓の大扉の塗漆面に嵌入されたる暹羅模様、の厚き夜光貝細工は技巧少しく密に過ぐる傾あるも、其優雅なる

紋様と施工の緻密なる流石感賞に値するものあり。

暹羅寺院の天井は、格天井あり、平天井あり、朱塗となし、金箔を以て花紋を張り、殿堂の奥壇には必ず釋迦本尊を安置す。其大なるものに至ては高さ數丈のものあり、稀に寶玉製の佛像を安置す。古代作のものには造像技術優秀にして、福德圓滿の相好あり。而して其壇下々々には悉く金箔を押したる鑄造佛を配置し、稀に金體佛、銀體佛あり。又其傍らの壇什器も悉く金箔を張り詰めたれば、燦爛たる金光堂奥に輝くを見るべく、堂外の壁は白堊塗多く、或は大理石、或は陶器にて疊み上げたるものあり。各寺院皆建築の様式を異にし、大柱の上又は破風内に彫刻を施し、裝飾として五彩の焼付硝子を鏤め、又金箔を施し、屋根は五彩の瓦を縁取りて鱗形に葺きたるなど、頗る美觀を極む。

鑄造の術は千有餘年前より連綿として今日に傳り、現に盤谷湄南河の西岸には鑄造村あれども、其方法は極めて原始的にして、原型を造る



に恰も我國の古法と同じき蠟型を使用しつゝあり。輓近は多く寶冠佛を作れども、製作者生活難に逐はれて追々粗製となり、其の技巧往古に及ばず。佛體は金、銀、銅、錫等各種あれども、眞鍮佛最も多し。

木彫刻は數十年前迄は皆暹人の手に成り、寺院の破風、天神、夜叉の像等製作佳なるものありしも、現今にては支那人之に代り、稀に優秀なる技術を有するものあり。

圖案は今尙隆盛にして如何なる建築器物にも之を應用せざるものなし。模様は元印度よりの流傳にして、東甬塞模様、に酷似したるものあれども、暹羅に入りて又一轉化し、光焰形の一種獨特の模様となれり。構圖に依りては極めて優雅の趣致を呈して、千變萬化し得るの妙あり、相對連續、放散、或は帶狀模様にして能く西洋模様の構圖に當嵌まるものなし。暹國人使用の金銀細工の什器は皆此模様を應用して製作したる打出し物にして、高杯の如き、或は金盤、銀盤、又は寺院等への供物等

此の器を使用しつゝあり。

陶磁器は現代に於ては殆んど見るべきものなけれども、數百年前迄は彼の有名なる「サンカロク」焼の如き優秀なる陶器を出し、其後五彩を施したる「ベンチャロン」と稱する磁器の圖案は暹國の畫家に依つて描かれ、而して之を支那へ送りて製作の上輸入されたるものなり。

盤谷に産する漆器は夜光貝嵌入漆器と黒地若くは赤地の上に暹羅模様の金箔紋様を現したるものなるが、此作法は紋様以外の部分を豫め一種の脂類にて描き置き、金箔を張りたる後水洗ひを爲し、模様だけ殘留さすものにして、此作法は寺院の大扉等に應用されたる金間塗に類したるものなり。北方暹羅「チェングマイ」、「ランバン」よりも竹籠を櫛とせる堅牢なる漆器を産するが、是は我國の沈金彫り、堆朱彫りと同様塗漆面を彫刻して色漆を填充したるものにして、元緬甸より傳はり、紋様も純暹羅式のものにあらず。此漆器は山田長政が暹羅より日本へ



贈りたる土産品中にもあり、徳川時代には我國へ盛に輸入されたるものなり。

## 第二十三章 言語

暹語は三十二の母音と四十六の子音より成る。字體は之を印度文字に採りたるものにして、東甫塞、緬甸、ベギユ諸國の文字と其形相肖たるものあり。然れども翻て之が聲音上の系統を探究するときは、數字若くは普通の動植物等の名詞には支那音の轉化し來りしもの多く、又抽象的名詞、形容詞には「バリー」、「サンスクリット」の語音極めて多數なるを見る。是は云ふまでもなく往昔印度より佛教の渡來と共に移植されたるものにして、其他老樞、東甫塞、馬來等隣邦諸國音の轉じて暹語となりしもの少からず。

「バリー」、「サンスクリット」音の轉じて暹語となりたるもの、其他僅少の

例外を別として、普通暹語は單音綴りにして五段の音調を有す。而して其が長短高低の區別は示すに符號を以てす。茲に一例を擧げんに、「ソーング」*soong*なる發音を有する一字あり、今若し是を第一音にて唱へんか、そは「狀袋」を意味するも第二音は「輝かす」なる動詞となり、第三音は「隠す」に第四音は「騒々し」に、第五音は「貳」となる。複雑さは之に止まらず、母音並に子音中發音の類似したるもの亦少からずして、聽き慣れざる者の最も困難とするところなり。

言語は通常大別して佛教に關聯して使用する場合、貴族に對する場合、又普通の場合となし、敬語の使用嚴にして特に名詞に於て其著しきを見る。然れども又文法の整然たるものなく、何等の活用法なくして名詞或は動詞となり、動詞或は形容詞と變ずる事あり。

## 第二十四章 風俗習慣



西曆十六世紀以後絶えず受け來りたる歐羅巴文明の感化は、長らく湄南の沿岸に静居し桃源の夢を貪りつゝありし暹國人の風俗習慣を漸化しつゝありしが、降つて十九世紀の後半暹國が直接對外諸國と條約を結び修好を新にするに至つては、兩者の往來一層頻繁となり、最早現今にては平素の起居動作歐羅巴の風に據るもの少からず。併しなから又此國固有の風習にして尙殘存するものなきに非ず、今茲に其一端を掲げん。

暹國の小兒は男女を問はず生後間もなく頭髮を剃り、只前頭部に少しの切り髪を残さるゝものなるが、是は漸く長すると共に辮まれ、飾るに寶石入又は金屬製の止め針を以てす。而して年頃十一、二にもなれば此前髪を剃るの慣あり。此剃髪は人生初期の一大儀式にして、右終れば乃ち成年の群に入るものと認めらる。此の式は往昔は男女を問はず、貧富貴賤を論せず實行されし由なるも、今日は主として女子にの

み行はれ、男子にありては僅に皇族又は貴族の公達に限るの有様なり。此剃髪式は新設せられたる式場にて、波羅門の天文に基きたる黃道吉日を選び盛に行はる。式は先づ波羅門僧侶の讀經に始まり、小兒の名譽の爲め且は此小國民をして將來の幸福を愈多からしめんが爲親戚知己にして社會に於ける先輩有力者は之が剃髪の勞を執る。若し夫れ皇族の場合には國王陛下自ら剃刀を執らるゝ由なるが、陛下御所持の剃刀は凡て純金製にして、鏤むるに寶石を以てすと云ふ。式は數日に亘り、其間芝居、音樂其他各種の餘興あり、縁者友人は來訪祝辭を呈する等温情の掬すべきものあり。人生第二の大典を結婚式なりとす。暹國に於ける結婚は割合に早婚にして、其年齢男子は十七八歳、女子は十四五歳を普通とす。婚姻は仲人を以て双方兩親の同意を得たる後結ばるゝものなるが、議決するや茲に新郎は新婦身内の者が満足するに足る一家を新築して同棲の屋となし、又新婦の母に金銀を送る習慣



あり、此の金銀を稱して乳金と云ふ、蓋し多年哺育し來りし母人の勞に酬ゆるの意味なるべし。結婚の式も佛教僧侶の讀經を以て新夫新婦の將來の幸福を祈り、主人は數多の親戚知己を招きて饗宴を張る。而して各種の餘興は之に伴ひて殷賑を極むるを常とす。結婚は斯の如く巨額の費用を要するを以て、暹國法律に於ては離婚を求むるの容易なるにも拘らず、夫婦間の破鏡を聞くが如きは殆んど稀なり。

葬式は専ら火葬とす。人の死するや屍體は直ちに香水其他防腐の藥品を以て密封されたる甕に入れ、自宅に安置し、數月又は數年を経て火葬さる。國の習慣は高貴の人程屍體を永く保存する有様にて、前の皇太子殿下の火葬式は崩御より三年後なりしと云ふ。式は佛教に據り火葬の數日前屍體は木製棺に遷されて自宅より菩提寺に運ばれ、數日の追善供養あり、式の當日は年長者先づ火を點じ、以下順次之に倣ふ。茲に奇なるは火葬式日には式場内外に芝居、煙火、幻燈、音樂の餘興物を

設け、出來得る限り賑々しく爲すことにして、是死者の靈魂を慰むるにありと云ふ。又此際僧侶には諸種の贈物を爲し、貧民には施行をなす。火葬は最も費用を要する儀式の一にして、暹國の諺に遺産の三分の一は火葬に費さるとは真相を穿ちたるの言と云ふべし。

國內男女の平素着用する衣服は「バノング」と稱し、幅一碼長さ三碼の布地にして、之を以て上は腰部より下は股部迄を纏ふ。往古は國內に産する手織木綿を使用しつゝありしも、近時は印度、英吉利、日本其他各國よりの輸入品多し。地質は絹地なるも、开は主として男子に限られ、女子は木綿地を用ふ。各種の色合あれども無地多く模様少なし。宮中の女官連は七曜に應じ毎日其色を更替せり。普通人は平素唯「バノング」を纏ふのみにして、下股部は露出し且つ跣足なるも、上流人士は長き靴下を用ひ、且つ靴を穿つ。男子は上衣としては白洋服を着し、女子は之に反し只乳部のみを細き布地にて巻くのみ。貴婦人は上身一帯



に薄き絹地の肩掛け様の物を被ひ、留むるに寶石入胸口針を以てし、風姿優美なるものあり。軍人其他の人士が制服を着しつゝあるを除き、國內一般女は固より男子も西洋服を着するは極少の部分のみなり。「バノング」は其地質薄く且つ纏つて風通り良く熱帯地衣服として最も適當のものにして、彼の『二十世紀の暹羅』の著者「カムベル」氏の如きは之を賞讃して曰く、『無恰好の大なる支那袴、又は縮りなき馬來の「サローン」と異なり、「バノング」は純暹羅服にして然も外見高尚優美に且つ如何にも着心地涼しく、彼の盤谷在留歐羅巴人が厚き「フロクコート」を着し窮屈なる襟を立て、而して流汗點々たる傍に楚々たる「バノング」姿の暹羅人を見るときは如何にも外人に對し氣の毒の感に堪へず』と。評し得て妙なりと云ふべし。髪は男女共斬髪になしつゝあるが、以前は男子は前頭部の髪を伸ばし周圍を剃りたる由に聞く。

女子の斬髪は餘り他國に例を見ざるも、其原因を探るときは敬慕す

るに足る物語あり。昔時暹國隣邦東甫塞と隙あり、一日壯丁は悉く野に出で残るは女子供のみなりしが、東甫塞軍兵如何にして之を悟りしか突如來襲城壘を包圍し、一舉之を陥れんとし、城内の混亂名狀すべからず、時に一賢婦あり建策して曰く、『敵軍の急襲するは城内空虚にして壯丁の片影なきを察せしに由る、若かず敵に示すに尙幾多の健兒あるを以てせんには』と。斯くて城内の女子悉く黒髪を斬り、男裝を以て弓矢を執り躍つて城壁に立現れければ、東甫塞軍も案に相違し今は油斷あるべからずとて滿を持して放たず、少時にして外出の壯丁歸營し來り忽ち之を挾撃して、暹軍全勝萬々歳を唱へたり。其後暹國女子は此の武裝を譽とし斬髪の習慣今日に至ると云ふ。

國人は米を以て常食とし、副食物としては主として魚類と「カレー」を採り、香料と小海老に胡椒、鹽、葱等の調合よりなる「ナンブリク」と稱するものを用ふ。海魚は湄南河の河口「バクナム」邊のもの多けれ共、又湄南



河の上流に産する川魚其種類乏しからず。芭蕉實は果物として四時を通じて食膳に供せらる。普通は一日二食にして朝は七時より九時頃の間、夕は五時六時の頃に喫す。「カレー」は暹羅料理中最上のものにして其味美なるものあり。國人は比較的飲料を撮ること稀にして、食事中少許の湯茶を喫するに過ぎず。酒類の嗜好も薄く、近時西洋酒の輸入あるも、尙米又砂糖より製せられたる土産の酒は地方人士の好んで口にする所なり。之に反し煙草は最も好むところにして、殊に「シガー」の強きものを味ひ、或は又國産の強烈なる煙草を芭蕉の葉にて包み喫するを見る。婦女子は檳榔子實を噛むの習慣ありて、朝起床より夜就寢に至る迄二六時中絶えず之を口にす。故に彼等の齒色は眞黒にして恰も染上げたるが如し。或醫師は是は齒を保存し且つ消化を助くるに奇効ありと稱せり。开は兎に角、婦人は何處如何なる場所へ赴くも方二三寸四方なる愛すべき小箱を携ふるを見るべし、是れ檳榔

子實を容るゝ器具にして、上等品中には寶石を鏤め純金の金具を附し幾十金を價するものあり。

住居は歐羅巴文明の侵入以來變化著しく、現に上流社會人士の多くは西洋館に住し、其が客間には「ピアノ」あり安樂椅子あり、書棚、書臺等西洋式を以て飾付けられて一の遺憾なし。斯の如く石造、煉瓦の壯大なる建築物ある一方には、又陋小なる木製の土人家屋ありて、其對照頗る珍を極む。普通の暹羅家屋は「チーキ」材柱の上に建てられたる木造にして、地上を距ること數尺高し。蓋し毎年雨季の終りに氾濫し來る湄南河水の浸入を豫防するに外ならず。室内は風通りの便よりも寧ろ排熱を主として、軒廂を長くし窓は多く設けず。屋根は棕櫚其他の植物の葉を以て葺き、壁は「チーキ」若くは竹木を使用す。來遊外人の奇とするは湄南の兩河に點々たる所謂浮家フロートハウスなるべし。家は水上に在り柱を以て支へられ、一家族此内に起臥寢食し一切を便じつゝあり。月



清くして涼風徐ろに入り来る時、湄南河上の浮家に静坐すれば、身の熱帯地域にあるを忘れしむるに足ると云ふ。

暹國に於ては太陽曆の四月一日を以て公式新年となせども、一般人民は其後約一週間内を経て来るべき所謂釋迦降誕日を樂み、國人を初め在住老樞人、東甫塞人、ベギユ人、緬甸人等は此の機に於て各種の供養を爲す。家には祝菓子を作り「バナ」、「ジャボン」、蜜柑其他の果物は市場より購ひ來られて先づ僧侶に供養せらる。祭日は三日間にして其第二日目には市内寺院の本堂は悉く開放され、男女老幼は盛裝行列をなして參詣佛前に頭を叩き花を捧げ香を點じ、一身一家の慶福を祈る。又一方宮中に於ては新年の前後數日に亘り佛教本位の壯嚴なる儀式行はれ、其の中日の夜分には二十秒毎に大砲を放ち翌朝に及ぶ、是れ惡魔を市外に逐ひ放つ爲なりと。而して市外の民も爆竹を以て近傍の惡魔拂ひを爲すを怠らざれば、當夜は内外相應じて砲聲爆音夜を徹し

て殷々たり。

毎年執行さるゝ誓ひの水飲式は又年中行事の一にして、或は歳首と中元の二度に舉行さる。當日在留の文武官は執れも禮裝して宮中に參内謁見室に集る。國王陛下の出御あるや其傍には鎗、刀其他の武器を浸したる清水を盛られたる黄金瓶の恭しく配置さるゝを見る。顧がて參列の官吏は一人づゝ前進して陛下御前に跪き最敬禮の後、此の水を飲み且つ水を前頭部に灑ぎ掛く。其意蓋し二心なき誠忠の念を表徴するものなり。此習慣は久しき以前より行はれ來りしものゝ如く、其が起源に關しては史實の徵すべきものなし。嘗ては國內主なる官吏の半箇年分の俸給は此の儀式結了後給せられたりと聞く。又地方在勤の官吏は出盤參列を難しとするを以て、靈水は各地に分送されて該地の長官主となりて執行す。近時にありては暹國政府備外國人中の篤志者も亦此式に參列して赤心の披瀝に後れずと云ふ。



田植始めの式は例年五月の初旬候の將に雨季に入らんとするの際行はる。古代の習慣によれば本式の主催者たる農務大臣は國王陛下の代理として鋤を握り土を掘るものにして、往昔は此日の行列順路に當る商家の品物は行列者に恣に持ち去り行く特權を與へられしと云ふ。當日大臣は幾十の下僚を率ゐて威風堂々田野に出づ、土地は普通盤谷の郊外餘り離れざる所に選ばれ、陛下は屢、御微行臨幸此の盛會を御覽せらるゝことあり。行列が豫め用意されたる天幕に着するや、茲には草花を以て美々しく飾られたる一對の牛あり鋤を荷ふ、暫くにして波羅門僧侶の讀經終るや、農務大臣は徐ろに立上り、牛を操りて鋤を使ひ田土を耕し、過すこと約一時間に及ぶ。續いて四人の妙齡の宮女は靱を持して種蒔をなし、以て式を終る。又其の際別に米穀以外國人の常食として必要缺くべからざる各種植物の種子は地上に蒔散され牛の自由に食するに委せ、若し牛が其中の一たる豆類を好んで食する

を見れば其歳は豆類の需要多かるべしと云ひ傳ふ。此の式に集る農民等は當日農務大臣の纏ふ「バノング」の高低により米作の豊凶を下す、大臣が鋤を把るの際「バノング」の端が垂れて踵邊にあらんか、其の年の雨量は少くして農民は「バノング」を引まくらずして田畑を踏み能ふべく、之に反し其端膝近くにあらんか雨量多くして國內は浸水を見るべく、若し夫れ「バノング」が踵と膝の中間に在る時は諸事中和を得五穀は豊饒なるべしと確信せり。

## 第二十五章 日暹交通史

日暹交通の史實は我國にありては慶長、元和より寛永の間、又暹羅にありては「アユチャ」王朝時代に發生したるものなるが、今其の概略を叙せんと思はば先づ彼の朱印狀を検する要あり。一世の英雄豊臣秀吉が海寇を禁じ平和の通商貿易を奨励せんとし、文録元年より朱印狀を國



内豪商に授け所謂官許貿易の制を設けたる事は顯著なる事實にして、長崎誌は文録の初頃に長崎、京都、堺の者にして朱印狀を得て南洋方面に渡航したる者の姓名を録し居れり。次で徳川家康亦秀吉の官許貿易政策を繼承し、一方切支丹の國內布教を禁ずるにも拘はらず、盛に朱印船の海外派遣を許し、其の事務を京都禪刹の長老豊光寺承兌、圓光寺元信、金地院崇傳等に管掌せしめたりしは、是亦夫々記録に存する所なり。家康の朱印は慶長九年に始まり元和二年九月を以て終りとなすが、此の期間中最も多く朱印狀を下附したるは則ち暹羅貿易にして、其數三十五通に及び居れり。即ち豊光寺十二通、圓光寺十一通、金地院十二通にして、別に馬來半島の太泥に對し五通、暹羅東隣の東甫塞に對し二十三通あり。太泥は現今の暹羅領馬來半島の「パタニー」州にして、又東甫塞は近年迄暹羅領なりし土地なれば總計六十三通の朱印狀を暹羅貿易に對し下附されたるものなり。今其主なる者の氏名を記さん

に、秀吉時代には茶屋四郎次郎、平野屋藤次郎、駕籠屋、紅粉屋等あり。家康となりては慶長九年に某與右衛門が三通の朱印を領して以來島津陸奥守忠恒三通、木屋彌三右衛門七通、龜井武藏守茲矩二通、蘭人「ヤヨウ」ス（椰楊子）二通を初め、加藤肥後守清正、有馬修理晴信、羽柴越中守（細川忠興ならん）、長崎惣右衛門、今屋宗忠、大賀九郎左衛門、後藤宗印、田邊屋又左衛門、伊藤新九郎、江島吉三右衛門、長谷川忠兵衛、高尾次右衛門、トマス（葡人）マーシヤク（葡人）、アンシン（英人）、ジャカウベ（蘭人）等あり、皆朱印狀を得て或は商船を派し或は自ら船長として渡海、日暹交易に従事したるものなり。當時の貿易品は如何なるものなりしやと云ふに、日本よりは金、銀、銅、彫刻品、金屏風、繪畫、敷物、銅器、漆器、磁器、太刀、鎧、鎗、傘、扇子、硫黃、麥粉の類を持參し、暹羅より花毛氈、木綿、木綿縮、更紗、鮫皮、黒糖、鹿皮、象牙、象牙皮、犀角、漆、漆器、煙硝、錫、檳榔子、籐、乳香、金剛石、寶石、珊瑚、琥珀、珠、藍、水牛角、紫檀、黒檀、白檀、火欄、伽羅、沈香、麝香、水砂糖、西洋布、鐵砲、鉛、生絲、絹織物などを得、此外鳥



獸としては鸚鵡、孔雀、驢馬、野牛、麝香猫等をも持ち歸りしと云ふ。扱又彼我官憲間の文書往復使節の交歡は何時の頃より始まりしか、確かなる文献の傳はらざるは遺憾なれども、慶長十一年九月徳川家康が國書と贈呈品を暹羅王に贈りし以後、慶長十三年十月再び書翰と品物を暹王に贈るあり、之に對し翌十四年には暹國使節來朝國書を徳川幕府に致し且つ鐵砲を贈り、翌十五年暹王は再び珍物を送り幕府よりも之に酬ゆるところあり、慶長十七年七月暹王は歸還商船に托し我國へ品物を贈り、續いて元和七年には暹使再び來朝修好書翰と寶物を贈り、秀忠之に酬ゆるあり、實際在暹山田長政も右使節に托し我本多正純、土井利勝に書札と獻呈品を贈り來れり。元和九年には暹使三度來朝するあり、降つて寛永二年に入りては三代家光は商船を暹羅に差遣し、書を送つて修好を重ね互市妨げなきを欲し、翌三年五月には暹王書翰と物品を我酒井忠世、土井利勝に贈り、更に寛永四年山田長政は暹使に

托して再び書札と珍物を酒井、土井に贈り商船往來の疎遠ならざらんを願ひたりしは何れも記録に存するところなり。而して當時暹羅よりの國書は暹文に漢譯文を副へしものなるが、此國書は金札文と稱し薄き金板に打金を以て彫刻したるものを象牙の筒に入れ捧げ呈したるものなり。惜い哉、此金札は其後我國に於て小判等に造り換へしもの、如く後世に傳へられず、唯漢譯文の二、三文言のみが異國日記に載せあるを觀るのみとす。又兩國交換の贈物は如何と云ふに、暹羅よりは嵌金銃、鐵砲、長劍、短劍、鮫皮、煙硝、鐵丹、寶石、奇楠香、黑鉛、龍腦、金盤、象牙、結琥珀、金地五彩花緞子、銀地三彩花緞子、花縵、西洋花縵、花毛氈、金布、緋羅、紅縮緬、雪白絞紗細布、茄花色八絲端の類を齎し、日本よりは鎧、長刀、太刀、腰刀、鐵砲、良馬、金屏風等を贈りしと云ふ。

渡暹日本人中往昔より我國人口に最も膾炙する彼の山田長政の事蹟に就いて、邦文『暹羅國山田氏興亡記』、『暹羅國風土軍記』等に記載ある



が、抑、長政の出生地に關しては尾張、伊勢、駿河等記録により異なれども、要するに彼は伊勢山田の神官の家に寄寓し居りし頃は軍書に讀み耽り、後駿河の淺間祠の前に住し、再轉江戸に出で、大久保治右衛門の轡夫となりし様子なるが、天資豪宕不羈なる彼の性格は日本の小天地に身を置くを潔しとせず、駿府の商人瀧佐左衛門、太田次郎衛門の海外に航するあるを好機とし強請先づ臺灣に渡り、同所より又使船便に乘じ單身孤劍飄然として暹羅に入りしものにして、時は慶長十年なりとす。彼は暹羅舊都「アユチャ」現今の盤谷より約五十哩河上の日本町に着し好んで兵を談じ武事を語り居たりしが、其の昂然たる意氣と衆に優れたる武術とは在留同胞間の崇敬する所となり、幾多の先輩を凌いで忽ち日本町の勢力者として新殖民街の覇權を掌握するに至れり。此の際恰かも馬來半島六昆「リゴール」の太守大舉して「アユチャ」を襲撃せんとし、暹羅王は之が防禦に心を痛めつゝ、ありしが、時に宰相の一人議を

建て、日本町に在留する日本人は頗る戰に熟し居る由なれば彼等をして外寇を防がしむるときは萬一事破るゝとも暹羅國は何等の痛痒を感せざれば須く利用すべしと言上し、暹王妙策となし直に使を日本町に遣はして援助を求めしかば、長政等は乃ち欣然として快諾、三百人の日本人を率ゐて六昆兵と戰ひしに、我戰國時代幾多の實戰に經驗ある大和浪人は忽ち六昆兵を擊破し、凱旋の旌旗を「アユチャ」城頭に懸したり。國王大に悦び厚く一同の勞を謝し、首領長政を召して其巧を賞し且つ官を授けて試みに政務に當らしめしに、長政の卓越せる識見は暹羅群僚を凌駕し、斯くして暹王の信任は愈々篤く遂に王妹を降して長政に配し、長政を暹羅の皇族に叙し累進「イビル」盤谷の東方に當り東甫塞への要路なる「クラピン」地方ならん（の城主となしたり）。

長政滯暹二十有餘年、此の間暹羅王歿して幼主位に即きしが、時の宰相某太妃と通じて新王を弑せしかば、長政は義兵を起し奸臣を誅せん



と謀りしも、却て欺かれ毒酒を飲まされて果敢なくも異郷の土と消え失せたり。其子阿因父の仇を打たんとし六昆城(暹羅馬來半島東岸の一港)に籠りしが、首都日本町の在留同胞は此の舉を援け寛永十一年中大小船艦十數隻一時に纜を解きて退京、路々暹羅軍と戦ひ之を破りて阿因軍に投せしかば、一時は其勢大に振ふところありしも、舊六昆王亦大兵を募りて阿因を攻めしかば戦利あらず、敗れて遠く東甫塞に通れ、同國王に身を寄せたりしに、時恰も東甫塞も兄弟二人王位を争ひ戦争最中なりしかば、阿因は弟王を援けて力戦大に努めしも不幸戦場の露と化し、茲に一世の風雲兒山田長政の血統も暹土に後を斷ちたり。

山田長政と相前後し長崎の人津田又左衛門なる者商用を以て暹羅にありしが、時恰も哥亞(緬甸のことならん)の患あり暹羅王困頓し居りしかば、津田は我日本の暹羅に在住する者六百餘名を募つて兵となし、長政と共に之を統べ一戦哥亞の寇を破りて勝利を博し、大に國王の信

任を受け、其の息女を得て妻となし高位に上り勢力を揮ふところあり、後王女との間に一男を擧げ三左衛門と稱せしが、寛永四年に父子俱に長崎に歸り材木町乙名役を命せられ、年行司、常行司等に歴任し又暹羅通事をも兼ねたりと云ふ。

山田長政の嗣子阿因死し在暹日本人の多數没落せる後一歳、暹羅に瓜哇軍の來寇あり、國王は又日本人の武勇に頼らんとし在留同胞の潜居し居る者を探し出し禦がしめしかば、邦人は又復暹羅に地盤を設け得たり。木谷久左衛門(或は木屋とも傳ふ)の如きは其一人にして、同人は元和泉の者、流寓して長崎に出で遂に暹羅に渡來せしものなるが、彼は其際暹羅王に奇策を献じ巨砲を象車に載せて敵軍中に侵入、瓜哇軍を蹂躪して大勝を博したり。國王は彼を賞して暹羅一州の首長に任じたりと云ふ。

暹羅國日本町の紀元に就ては慶長以前は考證に乏しきも、慶長九年



彼の奥右衛門が三通の朱印を領したる以來日本人の渡暹するもの續々あり、其間一時の盛衰無きに非ざりしも、前後凡そ百年の間は日本町は存在し、大阪、關ヶ原或は天草落の浪人連暹土に渡りて餘生を茲所に送り、河邊に數百軒の町屋を設け、永く留まる者は暹羅人を妻妾に娶つて子孫を得る者あり、寛永六年頃より六箇年間「アユチャ」に留り居りし和蘭人「ハンフリート」の暹羅國誌に據れば、當時六百人の日本人ありしと記載しあれども、凡そ千餘名の同胞在留し居りしが如く、又國王の近衛兵中には何時も七八十名の武装したる日本人行列に加はり居りし事等も記し居れり。當時の日本町の位置は「アユチャ」の南郊十數町の場所にありて湄南河の東岸に位し、北は和蘭の居留地、對岸は葡萄牙の居留地に接し居たり。此の區域は暹羅政府より土地を借りて日本人が一廓となり居住したるものにして、現時の所謂專管居留地の如き性質を帯び、在留民は自ら總元締と稱する一人の租界長を選び、その者の

指揮命令に服従し居りしのみならず、風俗習慣悉く母國の様式を採りて、暹國の法律は尊重するも之に服従するの義務なく、現今の治外法權を現出し居たるものなり。

暹羅通事即ち通譯官の代々長崎に居りしは邦文記録に明かなるが、元和七年暹羅よりの使節來朝の際同伴し來りし通事は日本人にして伊藤久太夫と云へり。其後寛永六年暹羅使節來朝の際には暹羅人通事「オコンジャウ」并に日本人の通事二五右衛門來航し、又長崎に於ては津田又左衛門の後に森田長助之れに擧げられ、其子孫永く職を繼ぎしが、寛政年間には森田治太夫と云ふ者あり、次いで茂吉郎職を繼ぎ、天保年間には茂吉郎の伴市太郎父の後を襲ひたりしが、同人は安政二年に和蘭通事をも命せられたりと云ふ。

尙、寛永以後徳川幕府に於て海外交易を許したるは支那と和蘭との二國のみの如く傳はり居るも、實際は暹羅船も亦一種の支那船として



毎年一艘宛正徳の頃まで入津しつゝありしは、正徳の長崎新令に記しあり、又寶曆年間にも暹羅船九艘程入津したること奥船出所と云ふ舊記に記しあり。察するに暹羅國も蘭支二國と共に交易禁止後も引續き我國と通商を許され居たるものならん。

## 暹 羅 終

### 附 錄 日 暹 修 好 通 商 航 海 條 約

日本國皇帝陛下及暹羅國皇帝陛下は俱に兩國間并に其臣民間に幸に存在する所の修好通商及航海の關係を増進せんことを欲し之の目的を達せんが爲に茲に條約を締結することに決定し即ち日本國皇帝陛下は暹羅國駐劄帝國辨理公使正五位稻垣滿次郎を、暹羅國皇帝陛下は其の外務大臣勳一等「チャツクリ」勳章の「ナイト」クロムルアンデヴァウオングセヴァロブラカー「親王殿下を各其の全權委員に任命せり、因つて双方の全權委員は互に其の委任狀を示し其良好妥當なるを認め左の諸條を協議決定せり

第一條 日本、暹羅兩國間には永世の平和無窮の親睦あるべし、兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て國法に従ひ其の身體及財産に對し完全なる保護を享受すべし



## 第二條

兩締盟國の一方は他の一方の版圖の領事館の駐在を許されたる市府及海港に總領事、領事、副領事及代辦領事を駐在せしむる爲之を任命すること自由たるべし、然れ共右總領事、領事、副領事及代辦領事は定式に従ひ其駐在國政府の承認許可を得たる後にあらざれば其の職務を執行することを得ざるものとす、右領事官は最惠國の領事へ許與せられ若くは許與せらるべき總ての榮譽、特典、特權及免除を享有すべし

## 第三條

兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内何れの所を問はず最惠國臣民若くは人民が渡來、滞在及住居することを許與せられ居る處には同じく渡來、滞在及住居し且つ其の地に於いて家屋製造所、店舗及倉庫を所有し或は之を借受け且つ最惠國の臣民若くは人民の現に納付し若くは將來納付すべきものに異なるか若くはこれより多額の租稅、賦課金、雜費其他一切の徵收

## 第四條

兩締盟國の版圖の間には相互に完全なる通商航海の自由あるべし

金を納むることなくして各種の生産物、製造品及貨物の卸賣及小賣營業に従事することを得

總て旅行、貿易及住居に關する事項并に各種財産の收得、所有及處分、又各種の營業、職業及事業に従事する權利に關する事項に就ては兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て何時も最惠國の臣民若くは人民に許與せられたる取扱を受くべし

兩締盟國の一方の臣民は外國通商及航海の爲め現に開かれ若くは將來開かるべき他の一方の版圖内の各地諸港及諸河には其の船舶及貨物を以て隨意且つ安全に往來するの自由を有すべし

## 第五條

兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て内海通過



## 第六條

税倉入、獎勵金、便益其他貨物の検査、評價及税金割戻等の事項に就ては全く最惠國の臣民若くは人民と均等の取扱を享くべし

日本國皇帝陛下の版圖内の生産或は製造に係る一切の物品は何れの地より暹羅國皇帝陛下の版圖内に輸入し又暹羅國皇帝陛下の版圖内の生産或は製造に係る一切の物品を何れの地より日本國皇帝陛下の版圖内に輸入するも總て別國の生産或は製造に係る同種の物品に課する所の税金に異なるか若くは之より多額の税金を課せらるゝことなかるべし、又兩締盟國の一方の版圖内へ別國の生産或は製造に係る物品の輸入を禁止するに非れば他の一方の版圖内の生産或は製造に係る同種の物品を何れの地より輸入することも禁止することなかるべし、但此の末段の取極は人畜或は農業に有用なる植物の安全を保護するに必要な衛生上及其他の禁止には適用すべからざる

ものとす

## 第七條

兩締盟國の一方の版圖内より他の一方の版圖内へ輸出する一切の物品に對して其他の各外國へ輸出する同種の物品に對して賦課し若くは賦課すべき處に異なるか若くは之より多額の關稅、租稅又は雜費を賦課することなかるべし、又兩締盟國の一方の版圖内に於て他の各外國に向ひ物品の輸出を禁止するに非れば他の一方の版圖内に於て他の各外國に向ひ物品の輸出を禁止するに非れば他の一方の版圖内へ同種の物品を輸出することをも禁止せざるべし

## 第八條

日本國皇帝陛下の版圖内の諸港へ日本國の船舶或は最惠國の船舶を以て適法に輸入し若くは輸入せらるべき總ての物品は暹羅國の船舶を以ても亦同様に之を右諸港に輸入することを得、此の場合に於ては日本國の船舶或は最惠國の船舶が右様



の物品を輸入するとき課すべき税金或は雑費の外何等の名義を以てするも更に別種若くは多額の税金雑費等を課せざるべし、又暹羅國皇帝陛下の版圖内の諸港へ暹羅國の船舶或は最惠國の船舶を以て適法に輸入し若くは輸入せらるべき總ての物品は日本國の船舶を以ても亦同様に之を右諸港へ輸入することを得、此場合に於ては暹羅國の船舶或は最惠國の船舶が右様の物品を輸入するとき課すべき税金或は雑費の外何等の名義を以てするも更に別種或は多額の税金、雜費等を課せざるべし、右相互均等の取扱は右物品の直ちに原産地より到ると其他の場所より到るとを問はず必ず之を施すべきものとす

輸出に關しても前項の場合と同様全く均等の取扱を施すべし、故に兩締盟國の一方より適法に輸出し若くは輸出せらるべき物品は其の輸出の日本國船舶に依ると暹羅國船舶に依ると或

は第三國の船舶に依るとに拘らず又其の仕向先の兩締盟國の一港たると第三國の一港たるとを問はず兩締盟國の版圖内に於ては之に課するに同一の内國稅及輸出稅を以てし又之に許すに同一の獎勵金並に税金割戻のことを以てすべし

## 第九條

日本國の諸港に於ける暹羅國船舶及暹羅國諸港に於ける日本國船舶に賦課すべき噸稅、燈臺稅、港稅、水先案内料、檢疫費、船舶の毀損若くは破損の場合に於ける救助料、其他地方取立金等は同じ諸港に於て同様の場合に一般の内國船舶若くは最惠國船舶に現に賦課し若くは將來賦課せらるべきものに異なるか若くは之より多額なることなかるべし、右均等の取扱は兩國の船舶が何れの地何れの港より來り又其の向先の何れの處たるを問はず相互に之を適用すべし

## 第十條

兩締盟國の版圖内の海港、海灣、船渠、川河或は其他の碇泊所に



於て船舶の出入、繫留又は貨物の船積、船卸に關する一切の事項に就ては内國船舶若くは第三國の船舶に許與せざる特典は均しく他の一方の船舶にも許與せざるものとす

### 第十一條

兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして暴風又は其他の危難に遭遇し避難の爲め已むを得ず他の一方の海港に進入するものは内國船舶の支拂ふべき税金の外何等の税金を拂ふことなく其の港に於て修繕を爲し一切の需要品を求め再び航行するを得べし、但商船の船長にして其の費用を支辨する爲め其の積荷の一部を賣却するを要する場合には該船長は其の寄港地の規則及税目を遵守すべきものとす

兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして他の一方の沿岸に於いて淺瀬に乗り揚げ或は難破したるときは右船舶並に其の器具及其の他一切附屬品及該船舶より救上げたる貨物並に商品及

右等の諸物件にして海中に投棄せられたるもの又は之を賣却したるときは其收得金並に該遭難船内に發見せられたる一切の書類は右船舶の持主、船長或は其の代理人より要求するときは之に引渡すべし、右持主、船長或は代理人の現場にあらざる時は内國法律に定めたる期限内に當該總領事、領事、副領事或は代辨領事より請求すれば之を引渡すべし、而して右領事館、持主、船長或は代理人は内國船舶難破の場合に於て拂ふべき所の物品保存費並に難破救助費及其他の費用のみ拂ふべきものとす、難破船より救上げたる貨物及商品は消費の爲めに通關手續を爲すものに非れば一切の關稅を免除すべし、但消費の爲めに賣捌く場合には普通の關稅を納むるを要するものとす、兩締盟國の一方に屬する船舶にして他の一方の版圖内に於いて暴風の爲めに吹寄せられ淺瀬に乗揚げ或は難破したるとき



は其の持主、船長若くは他の持主代理人不在の場合又は現に其の場に在るときと雖も之を請求する場合には當該總領事、領事、副領事若くは代辨領事は其の自國臣民に必要な補助を與ふる爲め關與するを許さるべきものとす

第十二條 兩締盟國の一方の軍艦は最惠國の軍艦の出入することを得べき他の一方の各港各處に進入、碇泊し且つ修繕をなすことを得べし、右軍艦は最惠國の軍艦と同一の規定に服従し又最惠國の軍艦に現に許與せられ若くは將來許與せらるべき榮譽、利益、特權及免除を享受すべし

第十三條 兩締盟國は其の一方の通商、工業及航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り通商、工業及航海に關する一切の事項に關し其の一方より別國の政府、臣民、人民、船舶或は商品に現に許與し或は將來許與すべき一切の特典、殊

遇若くは免除は他の一方の政府、臣民、人民、船舶或は商品にも即時に且つ條件を附せずして之を許與すべきことを兩締盟國に於て約定す

第十四條 本條約は批准交換の上は直ちに實施せられ十箇年間効力を有するものとす、而して其後兩締盟國の一方が之を廢棄する旨を通知したる日より一箇年間を經過する迄有効とす

第十五條 本條約は日本文、暹羅文及英文の三國文各二通に調印し若し日本文と暹羅文の間に文意の相違する所あるときは英文に依て之を裁定すべきものとす

第十六條 本條約は之を批准し其批准は可成速に盤谷に於て交換すべし

右證據として兩國全權委員は之に記名調印するものなり

明治三十一年二月二十五日即「ラタナコシンドル、ソク」第百十六年西



曆千八百九十八年二月二十五日盤谷に於て本書六通を作る

稻垣滿次郎印

デヴァウオングセヴァロブラカー印

### 同上附屬議定書

本日日本、暹羅兩國間修好通商航海條約に調印するに方り兩締盟國の全權委員は左の宣言を爲せり

第一 暹羅國政府は暹羅國司法改革の完了せらるゝ迄即刑法、刑事訴訟法、民法(但婚姻法及相續法を除く)、民事訴訟法及裁判所構成法の實施に至る迄日本國領事官に於て在暹羅國日本國臣民に對し裁判權を執行することを承認す

第二 日本國政府は暹羅國と條約を有する他國の臣民、人民及船舶に關する暹羅國現行の貿易規則及關稅目は暹羅國に在留する日

本國の臣民及船舶に對し有効たるべきことを承認す

右規則及稅目は日本國或は暹羅國の要求により十二箇月の豫告を以て何時たりとも改正に附することを得べし

前文の規則若くは本日調印したる條約の違反に對する一切の材料及罰金は暹羅國政府に納付すべきものとす

第三 本日調印したる條約の解釋若くは實行又は該條約違反の結果に關して生ずる所の一切の爭議は直接に調和的協定を爲すべき方法の盡きたる場合に於ては仲裁委員の裁定に任すべきものとす。而て該仲裁の決定は兩國政府に於て遵守すべきものとす。該委員は兩國政府の合議を以て選定すべく若し之を爲すこと能はざるときは兩者各一名若くは各同數の仲裁者を指名し而して斯く選定せられたる仲裁者は一名の審判長を選定すべし。仲裁の手續は各件毎に兩締盟國に於て決定すべく若し之を爲す



こと能はざるときは仲裁委員自ら前以て之を決定すべき権利を  
附與せられたるものとす

下に記名する所の全權委員は本議定書は本條約と同時に兩締盟國  
政府に提出し右條約批准せらるゝときは本議定書に記載する所の  
諸約定は別に正式の批准を要せずして兩締盟國政府の可認せし  
ものと看做すべきことを約す

右證據として兩國全權委員は本議定書に記名調印するものなり  
明治三十一年二月二十五日即「ラタナコシンドル」第百十六年西  
曆一千八百九十八年二月二十五日盤谷に於て本書六通を作る

稻垣 満次郎印

デヴァウオングセヴァロブラカ印

附録として  
地圖をそそぎて送付する  
—(附録終)—

大正十年八月十日印刷  
大正十年八月十三日發行

暹羅 奧付

定價金貳圓八拾錢

著 作 者 山 口 武

發 行 者 東 京 市 麴 町 區 下 二 番 町 六 十 八 番 地  
半 澤 玉 城

印 刷 者 東 京 市 麴 町 區 下 六 番 町 十 七 番 地  
松 澤 珏 三

印 刷 所 東 京 市 麴 町 區 下 六 番 町 十 七 番 地  
同 勞 舍 活 版 所



發 行 所

東 京 市 麴 町 區 下 二 番 町 六 十 八 番 地  
振 替 貯 金 口 座 東 京 五 一 八 六 八 番

外 交 時 報 社

電 話 九 段 二 八 五 一 番



終